

• 第 5 編

資料編

1 情報伝達

1-1 防災関係機関一覧表

区分	所属機関	所在地	電話番号
指定地方 行政機関	東北地方整備局岩手河川国道事務所	盛岡市上田四丁目2-2	019-624-3131
	東北農政局岩手県拠点	盛岡市盛岡駅前北通1-10 橋市盛岡ビル5F	019-624-1125
	岩手北部森林管理署	八幡平市荒屋新町41-8	0195-72-2221
	盛岡地方気象台	盛岡市山王町7-60	019-622-7870
自衛隊	陸上自衛隊 岩手駐屯地部隊	滝沢市後268-433	019-688-4311
県の機関	岩手県復興防災部 防災課	盛岡市内丸11-1	019-629-5155
	盛岡広域振興局 経営企画部	盛岡市内丸11-1	019-629-6507
	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	盛岡市内丸11-1	019-629-6565
	盛岡広域振興局 農政部	盛岡市内丸11-1	019-629-6597
	盛岡広域振興局 林務部	盛岡市内丸11-1	019-629-6611
	盛岡広域振興局 土木部	盛岡市内丸11-1	019-629-6630
	岩手県県央保健所	盛岡市内丸11-1	019-629-6564
	岩手県中央家畜保健衛生所	滝沢市砂込390-5	019-688-4111
	八幡平農業改良普及センター	八幡平市田頭39-72-2	0195-75-2233
警察機関	岩手警察署	岩手町大字五日市11-53-3	0195-62-0110
教育機関	葛巻町教育委員会	葛巻町葛巻16-1-1 (役場内)	0195-66-2111
消防機関	盛岡地区広域消防組合 消防本部	盛岡市盛岡駅西通1-27-55	019-622-0119
	盛岡中央消防署葛巻分署	葛巻町葛巻8-5-1	0195-66-2709
	葛巻町消防団	葛巻町葛巻8-5-1	0195-66-2709
指定 公共機関	ジェイアールバス東北(株)二戸支店	二戸市石切所枋ノ木63-66	0195-23-5229
	東日本電信電話(株)岩手支店 災害対策室	盛岡市中央通一丁目2-2	019-625-4960
	東北電力ネットワーク(株)二戸電力センター	二戸市福岡五日町20	0195-23-8851
	日本赤十字社岩手県支部 葛巻分区	葛巻町葛巻16-1-1	0195-66-2111
	日本放送協会盛岡放送局	盛岡市上田四丁目1-3	019-626-8826
	葛巻郵便局	葛巻町葛巻13-7-2	0195-66-2035
指定地方 公共機関	岩手県トラック協会	矢巾町流通センター南二丁目8-3	019-637-2171
	岩手県北自動車(株)一戸営業所	一戸町一戸字北館105-4	0195-33-2231
	日本水道協会岩手県支部	盛岡市愛宕町6-8	019-622-1411

1-2 移動系防災行政無線

(令和6年4月現在)

種 別	配 置 場 所	管理部署	局等数
無線統制局	葛巻町役場	総務課	1
基地局	袖山中継局舎	総務課	1
遠隔制御器（統制台）	葛巻町役場	総務課	1
遠隔制御器（指令卓）	葛巻町役場	地域整備課	1
半固定型（可搬型）移動局	盛岡中央消防署 葛巻分署	総務課	1
車載型移動局	総務課管理車両	総務課	2
	地域整備課管理車両	地域整備課	10
	水道事業所管理車両	地域整備課	1
携帯型移動局	総務課	総務課	8
	地域整備課	地域整備課	6
	水道事業所	地域整備課	4

1-3 気象予警報通知計画（勤務時間内）

通知受領者 区分		総務課長	住民会計課長	健康福祉課長	農林環境エネルギー課長	地域整備課長	こども教育課長
情報	気象	○	○		○	○	
	地震	○	○			○	○
注意報	風雨	○	○			○	
	風雪	○	○			○	
	強風	○	○			○	
	大雨	○	○		○	○	
	大雪	○	○			○	
	洪水	○	○		○	○	
	雷雨	○	○			○	
	乾燥	○		○	○		
	霜	○			○		
	低温	○			○		
	着氷雪	○	○			○	
	なだれ	○	○			○	
融雪	○	○			○		
警報	暴風雨	○	○	○	○	○	○
	暴風雪	○	○	○	○	○	○
	大雨	○	○	○	○	○	○
	大雪	○	○	○	○	○	○
	洪水	○	○	○	○	○	○

1-4 気象予警報通知計画（勤務時間外）

通知受領者 区分		総務課長	住民会計課長	健康福祉課長	農林環境エネルギー課長	地域整備課長	こども教育課長
情報	気象	○			○		
	地震	○	○			○	○
注意報	風雨						
	風雪						
	強風						
	大雨	○	○		○	○	
	大雪	○	○			○	
	洪水	○	○		○	○	
	雷雨						
	乾燥						
	霜	○			○		
	低温	○			○		
	着氷雪						
	なだれ	○				○	
警報	融雪	○				○	
	暴風雨	○	○	○	○	○	○
	暴風雪	○	○	○	○	○	○
	大雨	○	○	○	○	○	○
	大雪	○	○	○	○	○	○
洪水	○	○	○	○	○	○	

勤務時間外における予警報の通知順位

課等名	第1順位	第2順位	第3順位
総務課	課長	総務室長	庶務係長
住民会計課	課長	住民室長	総合窓口係長
健康福祉課	課長	福祉推進室長	福祉係長
農林環境エネルギー課	課長	農政振興室長	農政係長
地域整備課	課長	地域整備室長	地域整備係長
こども教育課	課長	こども教育室長	学校教育係長

1-5 町内所在官公署団体等に対する気象警報伝達計画

伝達責任者	伝 達 先	
	名 称	電話番号
総務課長	葛巻郵便局	0195-66-2035
	江刈郵便局	0195-68-2030
	小田郵便局	0195-66-1022
	ジェイアールバス東北(株)二戸支店	0195-23-5229
	岩手警察署葛巻駐在所	0195-66-2609
	東北電力ネットワーク(株)二戸電力センター	0195-23-8851
	(資) 葛巻タクシー	0195-66-2917
いらっしやい葛巻推進課長	葛巻町商工会	0195-66-2658
	ふれあい宿舎グリーンテージ	0195-66-3000
住民会計課長	(株)岩手銀行葛巻支店	0195-66-2211
	盛岡信用金庫葛巻支店	0195-66-3311
健康福祉課長	特別養護老人ホーム高砂荘	0195-66-2100
	デイサービスセンター福寿荘	0195-68-2391
	デイサービスセンターさくら荘	0195-67-8011
	介護老人保健施設アットホームくずまき	0195-67-1117
	地域密着型特別養護老人ホームすみれ荘	0195-67-1212
	養護老人ホーム葛葉荘	0195-66-2141
	グループホーム和や家くずまき	0195-68-7151
	葛巻町社会福祉協議会	0195-68-7161
農林環境エネルギー課長	(一社) 葛巻町畜産開発公社	0195-66-0211
	(株)岩手くずまきワイン	0195-66-3111
	新岩手農業協同組合葛巻支所	0195-66-2444
	岩手県農業共済組合岩手県北基幹診療所葛巻家畜診療所	0195-66-2506
	葛巻町森林組合	0195-66-2533
	(株)ジェイウインドサービス	0195-66-3611
	道の駅くずまき高原	0195-66-0711
	地域整備課長	盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
こども教育課長	葛巻小学校	0195-66-2714
	小屋瀬小学校	0195-66-0003
	江刈小学校	0195-66-3475

⑤ 1-5 町内所在官公署団体等に対する気象警報伝達計画

	五日市小学校	0195-68-2130
	葛巻中学校	0195-66-2614
	小屋瀬中学校	0195-66-0631
	江刈中学校	0195-68-2132
	葛巻保育園	0195-66-2532
	五日市保育園	0195-68-2131
	小屋瀬保育園	0195-66-0400
	江刈保育園	0195-66-3639
	岩手県立葛巻高等学校	0195-66-2624
	山村留学生寄宿舍	0195-67-1192
まなび交流課長	葛巻町スポーツ協会	0195-66-3607

1-6 災害情報連絡所（警戒巡視区域）

災害情報連絡所		摘 要
地区名	担当分団	
茶屋場	第1分団	このほか町地域整備課が適宜警戒巡視に当たる。
新 町	第2分団	
田 子	第3分団	
田 代	第4分団	
小屋瀬	第5分団	
小 田	第6分団	
垂 柳	第7分団	
星 野	第8分団	
元 木	第9分団	
吉ヶ沢	第10分団	
遠矢場	第11分団	
五日市	第12分団	
栗 山	第13分団	
中 村	第14分団	
橋 場	第15分団	
四日市	第16分団	
田 野	第17分団	
市部内	第18分団	

2 消 防

2-1 消防力・消防水利整備の現状

(令和5年8月15日現在)

所 属 名	配 置 車 両	型 式 等	配 置 年 度
盛岡地区消防本部 盛岡中央消防署 葛巻分署 分署員21名	水槽付消防ポンプ自動車	水Ⅱ型	平成21年度
	高規格救急車		平成28年度
	広報車		平成17年度

葛 巻 町 消 防 団

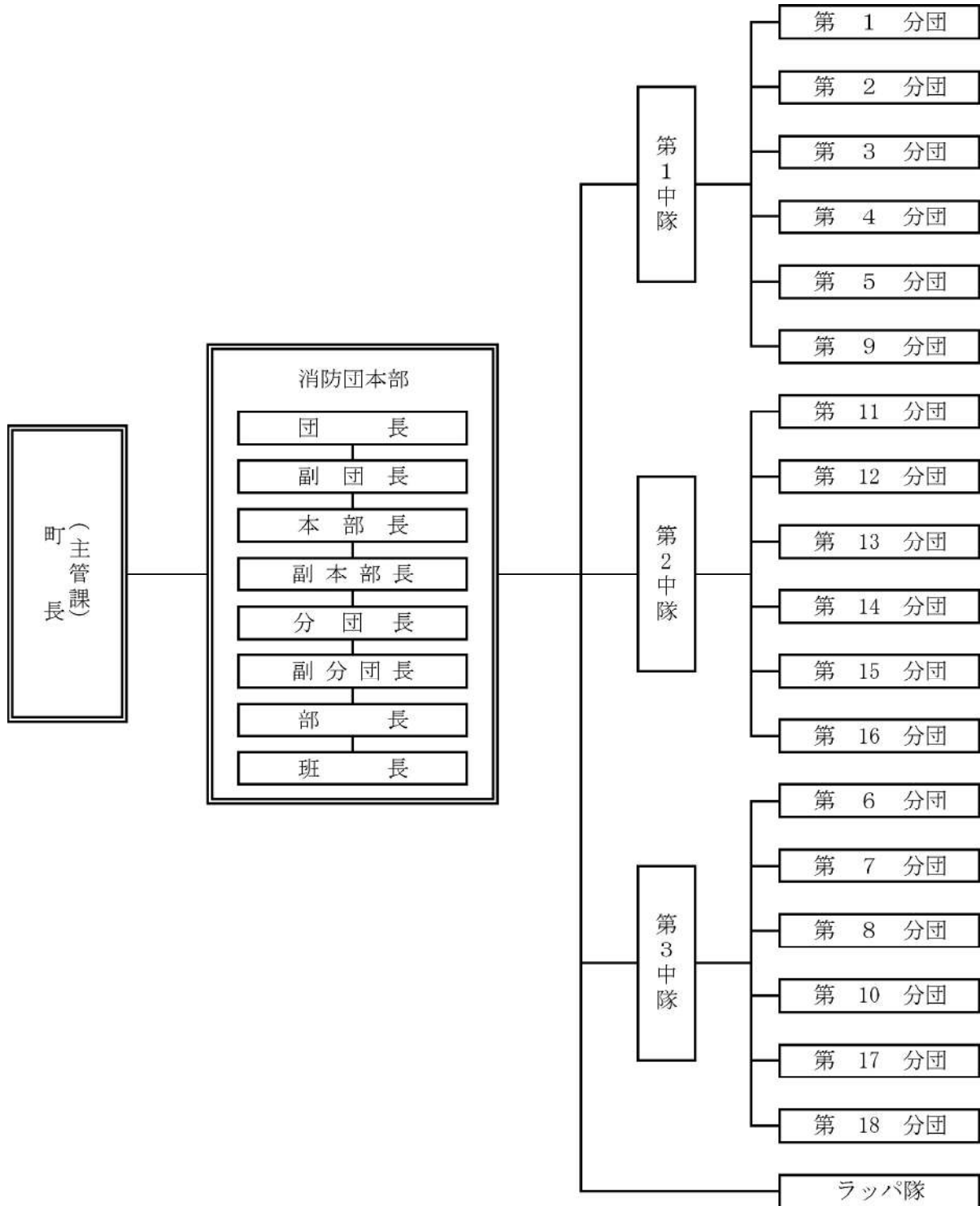
区 分	配 置 車 両	配 置 年 度	各分団管内の水利状況	
			防火水槽40m ³ 以上	消 火 栓 ()内基準外内数
本 部	指 揮 車	平成26年度		
第1分団	消防ポンプ自動車 BD-I	平成12年度	9	19
	小型動力ポンプ付積載車	平成19年度		
第2分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成22年度	7	20(2)
第3分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成27年度	11	18(2)
第4分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成27年度	9	16(9)
第5分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成25年度	11	20(8)
第6分団	救助資機材搭載型 小型動力ポンプ付積載車	平成28年度	10	7(7)
第7分団	小型動力ポンプ付積載車	平成25年度	5	7
第8分団	救助資機材搭載型 小型動力ポンプ付積載車	平成29年度	12	12(12)
第9分団	小型動力ポンプ付積載車	動 平成21年度 積 平成24年度	10	9
第10分団	救助資機材搭載型 小型動力ポンプ付積載車	平成25年度	4	2

⑤ 2-1 消防力・消防水利整備の現状

第11分団	救助資機材搭載型 小型動力ポンプ付積載車	平成22年度	8	39 (31)
第12分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成20年度	11	16 (16)
第13分団	救助資機材搭載型 小型動力ポンプ付積載車	平成26年度	13	12 (12)
第14分団	小型動力ポンプ付積載車	動 平成16年度 積 平成21年度	14	21 (21)
第15分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成23年度	8	15 (15)
第16分団	救助資機材搭載型 小型動力ポンプ付積載車	平成26年度	6	8 (2)
第17分団	消防ポンプ自動車 CD-I	平成24年度	11	13 (9)
第18分団	小型動力ポンプ付積載車	動 平成16年度 積 平成21年度	12	18 (17)
		水 利 計	170	272 (163)

2-2 消防団の現状

(令和5年8月15日現在)



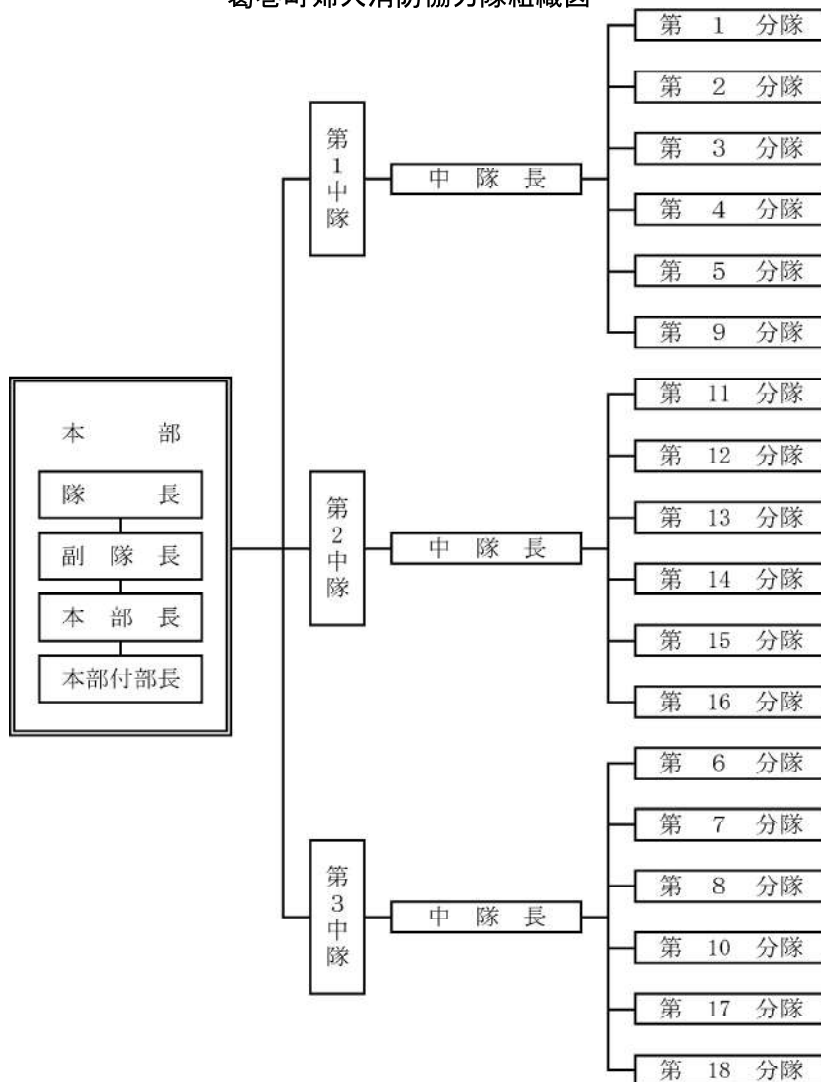
5 2-2 消防団の現状

区 分	団 員 数		受 持 地 区
	定 員	実 員	
本 部	18	10	葛巻町全域
第1分団	23	13	茶屋場、江刈川
第2分団	27	24	新町、浦子内、下外川、上外川
第3分団	22	22	下町、城内小路、田子
第4分団	15	9	田代
第5分団	17	15	小屋瀬、塚森
第6分団	14	9	小田
第7分団	10	6	平船、垂柳
第8分団	20	16	星野、馬場
第9分団	13	12	元木、土谷川
第10分団	13	13	吉ヶ沢
第11分団	16	14	畑から車門まで
第12分団	19	16	日渡から小泉まで
第13分団	19	12	栗山から泉田まで
第14分団	24	20	小苗代から寺田、上平、押田内
第15分団	22	15	大沢、中崎、橋場、野中
第16分団	16	13	打田内、四日市
第17分団	13	8	上田野から前里まで
第18分団	11	8	毛頭沢、根地戸、名前端から下冬部
ラッパ隊	14	11	
計	346	266	

階級	団長	副 団 長		分 団 長			副分団長		部長	班長	団 員	計
職別	団長	副団長	本部長	副本部長	ラッパ 隊 長	分団長	ラッパ 副隊長	副分団長	部長	班長	団 員 機能別団員	
定員	1	3	1	3	1	21	1	21	34	60	200	346
実員	1	3	1	3	1	20	1	18	32	55	131	266

2-3 自主防災組織の現況

葛巻町婦人消防協力隊組織図



葛巻町婦人消防協力隊の現況 (令和5年8月1日現在)

組織名	隊員数(定数)人	受持地区
本部	9(9)	葛巻町全域
第1分隊	13(15)	茶屋場、江刈川
第2分隊	14(15)	新町、浦子内、下外川、上外川
第3分隊	15(15)	下町、城内小路、田子
第4分隊	10(15)	田代
第5分隊	12(15)	小屋瀬、塚森
第6分隊	10(15)	小田
第7分隊	8(15)	平船、垂柳
第8分隊	12(15)	星野、馬場
第9分隊	10(15)	元木、土谷川
第10分隊	6(15)	吉ヶ沢
第11分隊	13(15)	畑から車門まで

⑤ 2-3 自主防災組織の現況

第 12 分 隊	14 (15)	日渡から小泉まで
第 13 分 隊	11 (15)	栗山から泉田まで
第 14 分 隊	15 (15)	小苗代から寺田、上平、押田内
第 15 分 隊	11 (15)	大沢、中崎、橋場、野中
第 16 分 隊	15 (15)	打田内、四日市
第 17 分 隊	15 (15)	上田野から前里まで
第 18 分 隊	6 (15)	毛頭沢、根地戸、名前端から下冬部

※ 詳細については、葛巻町婦人消防協力隊規約参照

葛巻町自主防災隊の現況 (令和5年4月1日現在)

名 称	結成年月日
小屋瀬自治会自主防災隊	平成19年4月1日
しんまち防災白狐隊	平成19年4月1日
星野自治会自主防災隊	平成19年4月1日
江刈自治振興会自主防災隊	平成19年4月1日
浦子内町内会自主防災隊	平成19年4月1日
上外川部落会自主防災隊	平成19年4月1日
車門自治会自主防災隊	平成19年4月1日
平船自治会自主防災隊	平成19年4月1日
田代自治会自主防災隊	平成19年4月1日
吉ヶ沢自治会自主防災隊	平成19年4月1日
垂柳自治会自主防災隊	平成19年4月1日
遠矢場自治会自主防災隊	平成19年4月1日
田子自治会自主防災隊	平成19年4月1日
城内小路自治会自主防災隊	平成19年4月1日
寺田自治会自主防災隊	平成19年4月1日
土谷川自治会自主防災隊	平成19年4月22日
五日市・山岸地区自主防災隊	平成19年4月26日
茶屋場自治会自主防災隊	平成19年4月27日
泉田・栗山自治会自主防災隊	平成19年5月1日
下町町内会自主防災隊	平成19年5月11日
野中・橋場・大沢自治会自主防災隊	平成19年6月1日
田野自治会自主防災隊	平成19年7月1日
元木自治会自主防災隊	平成19年11月1日
江刈川自治会自主防災隊	平成19年11月1日
四日市町内会自主防災隊	平成19年12月1日
冬部自治会自主防災隊	平成20年3月1日
江刈馬淵自治会自主防災隊	平成20年3月26日
小田部落会自主防災隊	平成20年4月6日

2-4 建造物の現況

(令和5年1月1日現在)

区 分		棟数 (棟)	割合 (%)	備 考
木 造	住 宅	3,264	47.68	
	非 住 宅	2,663	38.90	
木 造 以 外	鉄骨鉄筋コンクリート造	5	0.07	
	鉄筋コンクリート造	50	0.73	
	コンクリートブロック造	440	6.43	
	鉄 骨 造	117	1.71	
	軽 量 鉄 骨 造	306	4.47	
	そ の 他	1	0.01	
合 計		6,846	100.00	

2-5 文化財

(令和5年4月1日現在)

指定 区分	有形 文化財	有形民俗 文化財	無形民俗 文化財	史跡	名勝	天然 記念物	名勝天然 記念物	計
国								
県	2							2
町	15	3			1	16		35

2-6 業態別防火対象物数

(令和5年8月1日現在)

消防法施行令別表第1項目別			対象物数
区分	業態		
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2
	ロ	公会堂又は集会場	33
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場又はダンスホール	1
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの		
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	10
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	13
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	9
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	23
(6)	イ	次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しな	1

	い助産所	
	次に掲げる防火対象物	
ロ	<p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	6
ハ	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	8

		(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	25
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	9
(12)	イ	工場又は作業場	42
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	16
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	155
(15)		前各号に該当しない事業場	430
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	28
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	15
(16)の2		地下街	
(16)の3		建築物の地階（(16)の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	
(17)		文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重	

⑤ 2-6 業態別防火対象物数

	要美術品として認定された建造物	
(18)	延長50m以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	
合計		826

3 水 防

3-1 重要水防箇所一覧表

(令和5年度現在)

河川名	地区名	管理区分	左右岸別	評定種類	堤防A (m)	堤防B (m)	工作物A	工作物B	新堤防・旧川跡 (m)	工事施工・破堤跡・陸閘 (箇所)	対策水防工法名	水防隊従事分団名
馬淵川	田子から下町	県	右	堤防高・無堤	1,100						積土のう工	第3分団
	四日市から岩脇	県	右	堤防高					850		積土のう工	第16分団
	岩脇から泉田	県	右	堤防高		4,880					積土のう工	第13～15分団
	橋場から西里	県	左	堤防高		8,780					積土のう工	第11～15分団
	日渡から荒沢口	県	右	堤防高		3,000					積土のう工	第11・12分団
山形川	小屋瀬	県	左	堤防高・無堤	1,100							第5分団
	小屋瀬	県	右	堤防高・無堤	1,100							第5分団

3-2 岩手県管理河川（水位周知河川）馬淵川ホットライン運用状況

1 馬淵川において、避難判断水位を超過するおそれがある場合に、ホットラインを運用し、県が町に対して水位到達情報等を電話で連絡するものである。

2 水位周知を行う馬淵川の指定区間

- 左岸 葛巻町江刈第39地割38番地先（小屋瀬川合流点）から
葛巻町葛巻第21地割2番1地先（山形川合流点）まで
- 右岸 葛巻町江刈第34地割6番1地先（小屋瀬川合流点）から
葛巻町葛巻第21地割4番2地先（山形川合流点）まで

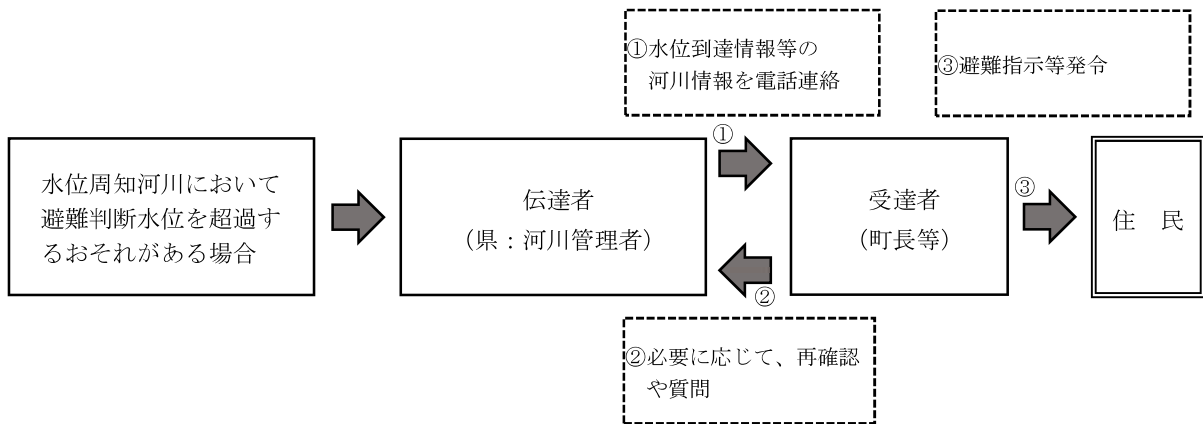
3 水位周知を行う基準水位観測所

田子水位観測所（葛巻中学校上流）

4 水位周知を行う基準水位

氾濫危険水位	1.4 m
避難判断水位	1.1 m

5 岩手県管理河川、馬淵川（水位周知河川、遠矢場地内～砂子地内）における水位情報ホットライン



○伝達者（電話をかける方）

第1順位	盛岡広域振興土木部 岩手土木センター所長
第2順位	盛岡広域振興土木部 岩手土木センターの河川担当課長
第3順位	盛岡広域振興土木部 岩手土木センターの管理担当課長

○受達者（電話を受ける方）

第1順位	町長
第2順位	副町長（危機管理部門の長）
第3順位	総務課長（危機管理部門の担当課長）

※ 連絡は、原則携帯電話とする。

3-3 雨量観測所・水位観測所

雨量観測所

観測所名	所在地	設置場所(部落)	所管(照会先電話)
葛巻地域気象観測所	葛巻第7地割50-2	元町	盛岡地方気象台 019-622-7868
五日市雨量観測所	江刈第23地割54番地1	栗山	青森河川国道事務所 017-734-4521
小屋瀬雨量観測所	葛巻第28地割22番地5	小屋瀬小学校 敷地内	青森河川国道事務所 017-734-4521
中外川雨量観測所	江刈第42地割町道敷	上外川トンネル 上外川側	岩手土木センター 0195-62-2888

水位観測所

河川名	観測所	所在地	設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所管(照会先電話)
馬淵川	田子	葛巻20地割内掘の内99-1	葛巻中学校上流	0.8m	1.1m	1.1m	1.4m	岩手土木センター 0195-62-2888
馬淵川	冬部	田部字下冬部	田屋橋	未設定	未設定	未設定	未設定	青森河川国道事務所 017-734-4521

※平成30年9月、馬淵川が「洪水浸水想定区域 [水位周知河川]」に指定

江刈第39地割38番地先小屋瀬川合流点から葛巻第21地割2番1地先山形川合流地点の間「水防警報及び水位周知」を行う河川として指定された。

基準観測所は「田子水位観測所」

水位周知区域以外の範囲も一戸町境まで洪水浸水想定区域が公表された。

危機管理型水位計設置箇所

水系	河川	設置場所	設定橋梁	橋梁管理者	堤防天板高	観測開始高
馬淵川	馬淵川	滝沢	山王橋	葛巻町	3.77m	-1.70m
馬淵川	馬淵川	触沢	触沢橋	葛巻町	7.86m	-6.13m
馬淵川	元町川	岩瀬張	岩瀬張橋	葛巻町	3.31m	-2.38m
馬淵川	山形川	小屋瀬	愛羅瀬橋	葛巻町	3.95m	-3.17m
馬淵川	山形川	五葉窪	五葉窪橋	葛巻町	2.33m	-2.04m
馬淵川	山形川	荒谷	荒谷大橋	葛巻町	1.61m	-1.27m

超高密度気象観測・情報システム（POTEKA）設置箇所

設置場所	江刈馬淵自治会館	大城定住促進住宅	小屋瀬農村センター	森の館ウッディ
	江刈農村センター	田野構造改善センター	道の駅くずまき高原	

3-4 水防資機材の備蓄状況

水防倉庫の名称	葛巻町倉庫
水防倉庫の所在地	葛巻町葛巻第8地割5番地1

資機材名	数量	資機材名	数量
剣先スコップ	40	大ハンマー	1
照明灯(組)	7	掛矢	8
鎌	12	鋸切鎌	3
チェーンソー(山火事兼用)	4	縄より機	10
シート	30	縄(50m)	10
土のう袋	2,400		

4 施設

4-1 廃棄物処理施設

設置者	経営者	処理能力 ・容量	処理方式	所在地	電話番号
葛巻町清掃センター	葛巻町	10t/8h	機械化バッチ	葛巻第7地割10番地	66-4286
葛巻町最終処分場	葛巻町	19,800m ²	埋立	葛巻第7地割18番地49	66-4286

4-2 し尿処理施設

設置者	構成市町村名	処理能力	処理方式	所在地	電話番号
盛岡北部行政事務組合	盛岡市(玉山地域)、八幡平市、岩手町、葛巻町	145kℓ/日	標脱	八幡平市平館第27地割49	74-2716

4-3 へい獣処理場

冷却貯蔵施設

設置者名	所在地
新岩手農業協同組合	葛巻町葛巻5-180-16

4-4 危険物施設の状況

(令和5年8月1日現在)

危険物施設の区分		施設数
製造所		
貯蔵所	屋内貯蔵所	1
	屋外タンク貯蔵所	3
	屋内タンク貯蔵所	
	地下タンク貯蔵所	12
	簡易タンク貯蔵所	
	移動タンク貯蔵所	9
	屋外貯蔵所	
小計		25
取扱所	給油取扱所	5
	第一種販売取扱所	
	第二種販売取扱所	
	一般取扱所	7
	小計	12
合計		37

5 林 野

5-1 所有別林野の状況

種 別	総 数		人工林		天然林	
	面積 A	割合	面積 B	人工林率 B/A	面積 C	天然林率 C/A
区域面積①	43,496 ha	—	— ha	—	— ha	—
森林面積②	36,791 ha	100.0 %	15,444 ha	42.0 %	21,347 ha	58.0 %
国有林	757 ha	2.1 %	507 ha	67.0 %	250 ha	33.0 %
民有林						
県有林	1,629 ha	4.4 %	1,629 ha	100.0 %	0 ha	0.0 %
公営林	3,008 ha	8.2 %	3,008 ha	100.0 %	0 ha	0.0 %
町有林	1,635 ha	4.4 %	888 ha	54.3 %	747 ha	45.7 %
緑資源機構	1,136 ha	3.1 %	1,041 ha	91.6 %	95 ha	8.4 %
私有林	28,626 ha	77.8 %	8,371 ha	29.2 %	20,255 ha	70.8 %
計	36,034 ha	97.9 %	14,937 ha	41.5 %	21,097 ha	58.5 %

5-2 林野火災予防施設機械保有状況

区 分	可搬式 散水装 置(台)	チェン ソー (台)	軽可搬 消防ポ ンプ (台)	刈払機 (台)	山林防 災スプ レーヤ ー(台)	スコッ プ(丁)	唐鋤 (丁)
町 配 備	141	4	2	2	1	182	54
広域配備	11	1	0	0	0	21	8
計	152	5	2	2	1	203	62

6 雪 害

6-1 雪害予防の施設・設備の現況

(1) 町所有除雪機械現況

機 種	保有台数 (台)
除雪グレーダ	1
除雪トラック (4 t)	1
除雪トラック (7 t)	1
小型ロータリー除雪車	1
凍結防止剤散布機 (トラック積載)	1
除雪ドーザ	4
ロータリ除雪装置	2
ミニホイールローダ	1

(2) 防雪施設設置状況 (岩手県管理)

路線名	現 在 の 防 雪 施 設					
	防 雪 柵		スノーシェッド スノーシェルター		雪 崩 柵	
	箇所	m	箇所	m	箇所	基
国道 281 号	20	1,358.9			2	18
国道 340 号	8	406.6				
一戸葛巻線	7	148			4	

6-2 除雪路線一覧表

町道除雪路線及び除雪順位一覧表

(単位：km)

No.	順位	種別	路線名		延長	路線番号		備考
1	1	バス路線	坂待屋鷹ノ巣線		4.6	1級	3	雪寒
2			横打馬場線		3.3	1級	4	雪寒
3			下町田子線		0.5	1級	7	雪寒
4			畑線		2.2	2級	119	雪寒
5			奥道線		1.0	その他	2086	
バス路線計			1級	3	8.4	雪寒指定	8.4	
			2級	1	2.2	〃	2.2	
			その他	1	1.0		0.0	
			計	5	11.6		10.6	
6	2	主要幹線	椈ノ木土谷川線		8.4	1級	5	雪寒
7			小屋瀬塚森線		4.2	1級	6	雪寒
8			茶屋場岩瀬張線		2.0	1級	8	雪寒
9			四日市中村線		4.5	1級	10	雪寒
10			町裏線		0.7	1級	12	雪寒
11			茶屋場田子線		3.0	1級	13	雪寒
12			荒谷上外川線		6.9	2級	107	雪寒
13			田子星野線		5.1	2級	108	雪寒
14			三巢子線		2.1	2級	117	雪寒
主要幹線計			1級	6	22.8	雪寒指定	22.8	
			2級	3	14.1	〃	14.1	
			その他	0	0.0		0.0	
			計	9	36.9		36.9	
15	3	通学(バス)路線	高家領線		0.8	1級	9	
16			毛頭沢線		4.5	2級	103	
17			土谷川線		3.2	2級	105	
18			小田上村線		0.5	その他	2009	
19			上村線		0.9	その他	2010	
20			葛巻中学校線		0.2	その他	2022	
通学路線計			1級	1	0.8			
			2級	2	7.7			
			その他	3	1.6			
			計	6	10.1			

5 6-2 除雪路線一覧表

No.	順位	種別	路線名	延長	路線番号	備考
21	4	患者輸送路線	根 地 戸 線	5.3	2級	102
22			葛巻浦子内線	1.7	2級	109
23			上平袖山線	3.7	2級	111
24			役 場 線	0.1	その他	2026
25			上 外 川 線	8.2	その他	2039
26			冠 者 沢 線	1.2	その他	3010
27			橋場佐比内線	2.1	その他	3012
患者輸送路線計			1級	0	0.0	
			2級	3	10.7	
			その他	4	11.6	
			計	7	22.3	
28	5	町中心部路線	橋場佐比内線	1.2	1級	11
29			鳩岡打田内線	1.9	2級	110
30			野 中 線	0.7	2級	120
31			永 井 田 線	0.3	2級	121
32			砂 子 線	0.4	その他	2017
33			砂子田代線	0.7	その他	2018
34			堀合沢線	0.2	その他	2021
35			宝積寺線	0.4	その他	2023
36			城内小路線	0.1	その他	2024
37			下小路線	0.1	その他	2025
38			駅通り線	0.1	その他	2027
39			惣路線	0.1	その他	2029
40			新町東線	0.2	その他	2030
41			乱吉沢線	1.2	その他	2033
42			沢口線	0.1	その他	2034
43			元町線	0.1	その他	2035
44			茶屋場線	0.2	その他	2036
45			四日市線	0.2	その他	2038
46			和野沢2号線	0.1	その他	2040
47			和野沢1号線	0.3	その他	2041
48			茶屋場橋線	0.2	その他	2081
49			九蔵坂中線	0.4	その他	2084
50			鈴鹿口線	1.2	その他	2085
51			繫中線	0.6	その他	2090
52			堀合沢鴨川線	0.1	その他	2088
53			大城線	0.1	その他	2089
54			四日市茶屋場線	0.1	その他	2093

No.	順位	種別	路線名	延長	路線番号		備考
55	5	町中心部路線	四日市打田内線	0.1	その他	3001	
56	6	町中心部路線	野場川原線	0.1	その他	2095	
町中心部路線計			1級	1	1.2		
			2級	3	2.9		
			その他	25	7.4		
			計	29	11.5		
57	6	その他の路線 (小屋瀬方面)	上土谷川線	0.8	2級	106	
58			五葉窪線	0.1	その他	2044	
59			黒森赤石野線	0.6	その他	2045	
60			小屋ノ畑線	0.1	その他	2046	
61			九蔵坂線	0.7	その他	2048	
62			中沢土谷川線	2.8	その他	2053	
63			椀ノ木宇別線	0.3	その他	2054	
64			鈴野1号線	1.3	その他	2055	
65			鈴野2号線	0.8	その他	2056	
66			水尻線	0.5	その他	2057	
67			土谷川牧場線	0.4	その他	2058	
68			長久保線	0.8	その他	2059	
69			立石線	0.9	その他	2060	
70			塚ノ沢線	0.9	その他	2061	
71			日向線	0.9	その他	2062	
72			蒲沢東線	1.2	その他	2063	
73			蒲沢西線	0.3	その他	2064	
74			元木線	0.3	その他	2065	
75			志民沢線	0.3	その他	2066	
76			松ヶ沢線	1.5	その他	2067	
77			渋谷地線	0.7	その他	2068	
78			渋谷地北線	0.3	その他	2069	
79			兎沢線	0.4	その他	2070	
80			渋谷地東線	0.4	その他	2071	
81			廻立線	0.4	その他	2072	
82			中居線	0.2	その他	2073	
83			小屋瀬塚森線	10.5	その他	2075	
84			廻立向線	1.0	その他	2078	
85			愛羅瀬線	0.8	その他	2079	
86			小屋瀬保育園線	0.2	その他	2080	
87			堀ノ内線	0.3	その他	2082	
88			赤石野五葉窪線	0.5	その他	2083	
89			ミルク公園線	1.2	その他	2094	

No.	順位	種別	路線名	延長	路線番号	備考
その他の路線計 (小屋瀬方面)			1級	0	0.0	
			2級	1	0.8	
			その他	32	31.6	
			計	33	32.4	
90	6	その他の路線 (江刈方面)	赤坂線	1.8	2級	112
91			品井沢線	0.9	2級	114
92			栗山小平沢線	2.5	2級	115
93			日渡西里線	2.2	2級	116
94			江刈小屋瀬線	1.2	2級	118
95			岩脇線	0.1	その他	3002
96			野中橋場線	0.4	その他	3003
97			大沢線	0.6	その他	3006
98			大沢中崎線	0.3	その他	3007
99			鳩岡団地線	0.1	その他	3008
100			野中線	0.3	その他	3009
101			赤坂線	0.1	その他	3013
102			押田内線	0.4	その他	3014
103			中村線	0.3	その他	3020
104			六角線	0.2	その他	3023
105			暮壺線	1.6	その他	3028
106			泉田線	0.2	その他	3029
107			小泉五日市線	1.5	その他	3034
108			竜鼻堀場線	0.6	その他	3032
109			五日市袖山線	0.3	その他	3036
110			柳善院線	1.1	その他	3038
111	山岸線	0.5	その他	3041		
112	加茂神社線	0.2	その他	3046		
113	滝沢線	0.5	その他	3047		
114	ノコロ線	0.3	その他	3048		
115	日渡線	1.2	その他	3053		
116	車門線	0.8	その他	3054		
117	三巢子本木線	0.2	その他	3057		
118	本木遠矢場線	0.7	その他	3059		
119	遠矢場線	1.6	その他	3060		
120	寺田線	0.3	その他	3065		
121	寺沢線	0.1	その他	3021		

No.	順位	種別	路線名	延長	路線番号	備考
その他の路線計 (江刈方面)			1級	0	0.0	
			2級	5	8.6	
			その他	27	14.5	
			計	32	23.1	
122	6	その他の路線 (田部方面)	馬 淵 線	0.6	1級	1
123			小 田 田 野 線	0.5	1級	2
124			田 屋 線	0.7	2級	101
125			垂 柳 安 孫 線	0.9	2級	104
126			七 滝 線	0.7	その他	1001
127			田 屋 線	0.3	その他	1004
128			名 前 端 線	0.3	その他	1008
129			熊 野 神 社 線	0.8	その他	1009
130			大 崖 線	0.1	その他	1016
131			寺 畑 線	0.3	その他	1018
132			中 野 線	0.5	その他	1019
133			市部内境ノ沢線	0.1	その他	1022
134			谷 地 線	0.5	その他	2008
135			小 田 上 村 線	0.5	その他	2009
136			上 村 線	0.4	その他	2010
137			垂 柳 線	0.3	その他	2011
138			上 前 里 線	0.2	その他	2012
139			古 川 戸 線	1.0	その他	2013
140			平 船 線	0.2	その他	2014
141			小 田 線	0.7	その他	2015
142			二 ツ 石 線	0.1	その他	2016
143	小 田 川 戸 線	0.4	その他	2077		
その他の路線計 (田部方面)			1級	2	1.1	
			2級	2	1.6	
			その他	18	7.4	
			計	22	10.1	
144	6	その他の路線 (星野・江刈川方面)	野 辺 坂 線	1.3	その他	2003
145			鍋 倉 北 線	0.7	その他	2004
146			鍋 倉 南 線	0.7	その他	2005
147			鰻 沢 線	0.2	その他	2006
148			佐 ノ 渡 線	1.2	その他	2091
その他の路線計 (星野・江刈川方面)			1級	0	0.0	
			2級	0	0.0	
			その他	5	4.1	
			計	5	4.1	

No.	順位	種別	路線名		延長	路線番号		備考
(1)	3	通学路線 (歩道)	横打馬場線		2.0	歩道	4	
(2)			九蔵坂線		0.04	歩道	2084	
(3)			鈴鹿口線		0.07	歩道	2085	
通学路線計 (歩道)			歩道	3	2.1			
149	6	その他の路線 (小幅員等)	鴨川線		0.2	その他	2020	
150			野中向線		0.5	その他	3004	
151			追鍋線		0.2	その他	3033	
その他の路線計 (小幅員等)			その他	3	0.9			
合 計			1級	13	34.3	雪寒指定	31.2	
			2級	20	48.6	〃	16.3	
			その他	118	80.0			
			(歩道)	(3)	(2.1)			
			計	151	163.0	雪寒指定	47.5	

農道除雪路線及び除雪順位一覧表

(単位：km)

No.	順位	種別	路線名		延長	路線番号	備考
1	6	その他の路線 (小屋瀬方面)	只見元木線		0.1	39	
2			元木線		0.3	55	
3			元木志民沢線		0.2	30	
4			渡線		0.4	16	
5			小屋瀬廻立線		0.5	27	
6			赤石野線		0.6	53	
7			愛羅瀬線 1		0.2	21-1	
その他の路線計 (小屋瀬方面)			7路線		2.3		
8	6	その他の路線 (江刈方面)	江刈中部1号線		1.0	41	
9			高宮沢線		0.1	15	
10			小泉線		0.4	17	
11			五日市線		0.8	18	
12			山岸線		0.5	28	
13			長朶線		0.6	29	
14			日渡山岸線		1.0	19	
15			四日市元町線		0.1	46	
その他の路線計 (江刈方面)			8路線		4.5		

5 6-2 除雪路線一覧表

No.	順位	種別	路線名	延長	路線番号	備考
16	6	その他の路線 (田部方面)	鷹ノ巣桂川線	0.7	6	
17			桂川線	0.4	23	
18			鍋倉線	0.2	25	
19			市部内田屋線	1.1	12	
20			名前端線	0.6	31	
21			正路線	0.4	33	
22			鷹ノ巣線	0.3	34	
23			小田線	0.5	35	
24			小田上ノ橋線	0.9	40	
25			上田野線	0.4	26-1	
26			砂子線	0.5	52	
27			下冬部線	0.8		
28			十良沢線	0.1		
29			二ツ石1号線	0.4	48	
30			猿形線	0.8	50	
その他の路線計 (田部方面)			15路線	8.1		
合計			30路線	14.9		

林道除雪路線及び除雪順位

(単位：km)

No.	順位	種別	路線名	延長	路線番号	備考
1	6	その他の路線	浦子内線	10.9	4	
2			泉田向線	0.4	27	
3			鷹ノ巣鰻沢線	0.4	28	
4			安孫線	1.2	22	
5			垂柳安孫線	1.0	22	
6			鷹ノ巣鰻沢線	0.9	28	
その他の路線計			6路線	14.8		

総合計	町道	151路線	163.0km	
	農道	30路線	14.9km	
	林道	6路線	14.8km	
	計	187路線	192.7km	

7 避難関係

7-1 葛巻町避難所一覧表

指定緊急避難場所 [第一避難所]

対象地区名	地区対象人数 (人)	施設名称 (電話番号) 全施設非常用小型発電機配備 ★印：太陽光蓄発電設備配備 R印：簡易救助器具配備	想定収容人数 (人)	浸水想定区域 内施設階 別床高(m)	対象とする異常な現象の種類				
					地震	大規模な火事	崖崩れ	土石流	洪水
吉ヶ沢	161	吉ヶ沢地区コミュニティセンター (ゆきわり荘) (電話なし) ★・R	73	/	○	○	○	○	○
土谷川	77	土谷川生活改善センター (電話なし) ★・R	78	/	○	○	○	○	○
元木	167	元木生活改善センター (電話なし) ★・R	38	/	○	○	○	○	○
小屋瀬	284	小屋瀬農村センター (66-0809) ★・R	88	2階 4.00	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m
				1階 0.60	○	○	○	○	
田代	247	田代コミュニティセンター (電話なし) ★・R	52	2階 3.30	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m
				1階 0.40	○	○	○	○	

5 7-1 葛巻町避難所一覧表

遠矢場	66	遠矢場林業研修センター (電話なし) ★・R	53	/	○	○	○	○	○	○
車門	118	西里公民館 (電話なし) ★	31	/	○	○	○	○	○	○
		車門ふるさと会館 (電話なし) ★・R	31	/	○	○	○	○	○	○
山岸	136	山岸自治会館 (電話なし) ★	27	/	○	○	○	○	○	○
五日市	159	五日市生活改善センター (電話なし) ★・R	51	1階 0.65	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 ~0.5m
栗山	120	立の神会館 (電話なし) ★・R	40	/	○	○	○	○	○	○
泉田	96	泉田自治会館 (電話なし) ★	24	/	○	○	○	○	○	○
小苗代、中村	276	江刈農村センター (68-2523) ★・R	146	2階 4.00	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m
				1階 0.55	○	○	○	○	○	○
寺田	128	寺田公民館 (電話なし) R	20	/	○	○	○	○	○	○
橋場、大沢、野中	304	橋場生活改善センター (電話なし) ★・R	51	/	○	○	○	○	○	○
四日市	254	四日市コミュニケーションセンター (電話なし) ★・R	48	/	○	○	○	○	○	○
江刈川	106	水車の里交流館 (電話なし) ★・R	34	1階 0.50	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m

上外川	19	上外川林業研修センター（電話なし）★・R	41		○	○	○	○	○	○	○	○
下冬部、田屋、根地戸	65	田屋集落センター（電話なし）★	23	1階 0.50	○	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 3.0m~5.0m
市部内、境の沢	52	冬部コミュニティセンター（電話なし）★・R	44		○	○	○	○	○	○	○	○
名前端	34	名前端公民館（電話なし）	18		○	○	○	○	○	○	○	○
毛頭沢	9	毛頭沢林業研修センター（電話なし）★	18		○	○	○	○	○	○	○	○
前里	33	前里集会所（電話なし）★	10		○	○	○	○	○	○	○	○
田部馬淵、正路	58	やまぶきホール（電話なし）★	10		○	○	○	○	○	○	○	○
寺畑、触沢	32	田野構造改善センター（66-1230）★・R	57		○	○	○	○	○	○	○	○
上田野	25	田野集会所（電話なし）★	10	1階 0.40	○	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 3.0m~5.0m

※ 洪水浸水想定区域の指定については、馬淵川、山形川、元町川流域となっております。

洪水浸水想定区域の想定降雨量は「想定し得る最大規模」の降雨（降雨条件：年超過確率1/1,000）を対象としたものです。

指定避難所〔第二避難所〕

対象地区名	地区対象人数(人)	対象人数合計(人)	施設名称(電話番号) ★印：太陽光蓄発電設備配備 R印：簡易救助器具配備	想定収容人数(人)	浸水想定区域内施設階別床高(m)	指定緊急避難所との重複	対象とする異常な現象の種類				
							地震	大規模な火事	崖崩れ	土石流	洪水
吉ヶ沢	161	161	旧吉ヶ沢小学校(電話なし)★	232	/	○	○	○	○	○	
土谷川	77	77	もく・木ドーム (66-0555・プラトー)	351	/	○	○	○	○	○	
元木	167	167	小屋瀬中学校(66-0631)★	319	/	○	○	○	○	○	
小屋瀬	284	284	小屋瀬小学校(66-0003)★	274	2階 4.30	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m	
					1階 0.60						
田代	247	473	葛巻中学校(66-2614)★	473	3階 7.67	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m	
					2階 4.07						
					1階 0.47						
平船	33	375	葛巻小学校(66-2714)★	493	3階 8.14	○	○	○	○	想定最大 浸水深 3.0m~5.0m	
					2階 4.42						
					1階 0.70						
垂柳	95	191	旧小田小学校(電話なし)	196	2階 3.80	○	○	○	○	想定最大 浸水深 ~0.5m	
					1階 0.35						
小田	191	191	旧小田小学校(電話なし)	196	/	○	○	○	○	○	
星野、馬場	293	293	旧星野小学校体育館(電話なし)	134	/	○	○	○	○	○	

5 7-1 葛巻町避難所一覧表

田子	416	葛巻中学校 (66-2614) ★	473	3階 7.67	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m				
			2階 4.07	○								○	○		
			1階 0.47												
城内小路、下町	225	葛巻小学校 (66-2714) ★	493	3階 8.14	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 3.0m~5.0m				
			2階 4.42	○								○	○		
			1階 0.70												
新町	307	葛巻町社会体育館 (66-3607) ★	672	2階 5.00	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m				
			1階 2.00	○								○	○		
			1734												
浦子内	354	葛巻高等学校 (66-2624)	474		○	○	○	○	○	○	○				
				○								○	○		
茶屋場	432	旧馬淵小学校 (電話なし)	238		○	○	○	○	○	○	○				
				○								○	○		
江刈馬淵	112	五日市小学校 (68-2130)	288	3階 8.40	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m				
	遠矢場		66	2階 4.60								○	○	○	○
				1階 0.80											
車門	118	江刈中学校 (68-2132) ★	449		○	○	○	○	○	○	○				
	山岸		136	○								○	○	○	○
五日市	159	江刈小学校 (66-3475)	314	2階 4.56	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m				
	栗山		120	1階 0.70								○	○	○	○
泉田	96	江刈小学校 (66-3475)	314	2階 4.56	○	○	○	○	○	○	○				
	小苗代、中村		276	1階 0.70								○	○	○	○
寺田	128	江刈小学校 (66-3475)	314	2階 4.56	○	○	○	○	○	○	○				
	橋場、大沢、野中		304	1階 0.70								○	○	○	○

5 7-1 葛巻町避難所一覧表

四日市	254	360	葛巻町社会体育館 (66-3607) ★	672	2階 5.00 1階 2.00	○	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m
江刈川	106		葛巻高等学校 (66-2624)	474		○	○	○	○	○	○	○	○
上外川	19	19	小屋瀬中学校 (66-0631) ★	319		○	○	○	○	○	○	○	○
			小屋瀬小学校 (66-0003) ★	274	2階 4.30 1階 0.60	○	○	○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m
下冬部、田屋、根地戸	65	160	旧冬部小・中学校 (電話なし)	327		○	○	○	○	○	○	○	○
市部内、境の沢	52												
名前端	34												
毛頭沢	9												
前里	33	148	旧田野小学校 (電話なし)	232		○	○	○	○	○	○	○	○
田部馬淵、正路	58												
寺畑、触沢	32												
上田野	25												
全地区を対象とする。			くずま〜る (66-2111) ★	171	5階 16.10 4階 12.10 3階 8.10 2階 4.10 1階 0.10								想定最大 浸水深 3.0m~5.0m
			葛巻町高齢者福祉センター (68-7161)	105	2階 4.00 1階 0.10								想定最大 浸水深 0.5m~3.0m

福祉避難所

全地区を対象とする。	ふれあい宿舎グリーンテージ (66-3000)	50	/		○	○	○	○	○	○
	誠心会江刈デイサービスセンター 福寿草 (68-2391)	14	/		○	○	○	○	○	○
	誠心会小屋瀬デイサービスセンター さくら荘 (67-8011)	20	1階 0.30		○	○	○	○	○	想定最大 浸水深 0.5m~3.0m
	誠心会葛巻デイサービスセンター (66-3010・特養ホーム高砂荘)	14	/		○	○	○	○	○	○

※ 洪水浸水想定区域の指定については、馬淵川、山形川、元町川流域となっています。

洪水浸水想定区域の想定降雨量は「想定し得る最大規模」の降雨（降雨条件：年超過確率1/1,000）を対象としたものです。

7-2 町内医療機関一覧表

機関名	所在地	経営 主体	医師 人員 (人)	病床 数 (床)	診療科目	電話番号
国保葛巻病院	葛巻16-1-1	町立	常3 非3	60	内科、外科、小児科、眼科、 産婦人科	66-2311
コアラ歯科	葛巻15-34-1	私立	常1	0	歯科	66-4200
遠藤歯科医院	葛巻13-51	私立	常1	0	歯科	66-2958

7-3 支給物資の種類、支給基準数量等

[供給食料等の種類]

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

[1人当たりの供給数量]

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算300グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

7-4 食料保管場所

施設名	所在地	電話番号
葛巻町役場(防災コンテナ)	葛巻16-1-1	66-2111

7-5 飛行場外離着陸場及び補給基地

離着陸場名	所在地	座 標	長さ×幅 (m)	避難場所 指定有無
		世界測地系 WGS 84		
葛巻町総合運動公園 野球場・駐車場	葛巻5-170-2	N40° 02' 58" E 141° 27' 45"	70×100	有
旧冬部小学校	田部字境の沢44	N40° 07' 21" E 141° 22' 47"	110×100	有
小屋瀬中学校	葛巻28-76-70	N39° 59' 16" E 141° 23' 55"	120×100	有
江刈中学校	江刈16-54-2	N40° 00' 13" E 141° 29' 15"	135×115	有
葛巻小学校	葛巻12-37-1	N40° 02' 22" E 141° 26' 24"	120×90	有

7-6 応急仮設住宅設置予定場所

名 称	所 在 地	備 考
葛巻町総合運動公園	葛巻5-170-2	
小屋瀬中学校	葛巻28-76-70	
江刈中学校	江刈16-54-2	
旧冬部小学校	田部字境の沢44	

7-7 葛巻町内建設関係者一覧表

名 称	所 在 地	営 業 形 態	電話番号
(株)阿部土建エンタープライズ	葛巻21-74-3	土木/舗装	66-2623
(株)ビルド遠藤	葛巻7-91	土木/舗装/建築	66-2745
(有)山久土木	葛巻13-7-2	土木	66-2118
葛巻土建(株)	葛巻13-4-16	土木	66-3122
北陽重機	葛巻38-16-2	土木	66-0111
(株)つばさ工業	江刈8-23-4	土木	66-4895
柳沢建築	田部字触沢79-7	建築	66-1359
(有)上遠野工務店	江刈34-123	建築	68-2526
(有)江田建築	葛巻39-159-48	建築	66-0754
久多良建設	葛巻6-149	建築	66-2654
(有)山下建設	葛巻9-13-2	建築	66-3326
(株)ホリバ電工	葛巻8-6-20	電気	0195-78-8307
(有)山伸水道工業所	江刈6-43-1	管	66-2813
馬淵川設備(株)葛巻出張所	葛巻18-29	管	66-2428
ハタナカ水道	葛巻56-86	管	66-1364
小向組(株)	葛巻11-131-2	管	66-4465
樋口建築	田部字馬場33	建築	66-3898

7-8 葛巻町指定給水装置工事事業者名簿

(令和6年8月現在)

指定 番号	指定工事事業者名	住 所	電話番号
2001	㈱双葉設備アンドサービス	盛岡市みたけ三丁目7番37号	019-641-2281
2002	馬渕川設備㈱ 葛巻出張所	二戸市福岡字五日町15番地 葛巻町葛巻第18地割29番地	0195-23-7515 0195-66-2428
2003	(有)山伸水道工業所	葛巻町江刈第6地割43番地1	0195-66-2813
2004	蒲野建設㈱	久慈市山形町川井第9地割32番地2	0194-72-2211
2102	アクア工業㈱	盛岡市西青山二丁目18番1号	019-647-2775
2103	㈱姫神設備工業	盛岡市上田字岩脇1番地27	019-661-8356
2201	㈱ビルド遠藤	葛巻町葛巻第7地割91番地	0195-66-2745
2202	(有)八紘カイハツ 葛巻営業所	二戸市金田一字上田面241番地1 葛巻町田部字前里147番地31	0195-27-4545 0195-66-1943
2304	西浦水道建設工業㈱	八戸市沼館一丁目7-38	0178-22-5167
2302	㈱クラシアン 盛岡支社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-1-9 盛岡市前九年2-6-10サンライズ SASAKI1階	0120-500-500 019-645-8711
2303	㈱高設	盛岡市上厨川字横長根10番地	019-645-4286
2305	小向組㈱	葛巻町葛巻第11地割131番地2	0195-66-4465
2306	ハタナカ水道	葛巻町葛巻第56地割86番地	0195-68-7372
31	(有)浜名設備	盛岡市上堂三丁目10番31号	019-641-0251
32	友住技研工業㈱	八戸市大字市川町字古館58-5	0178-80-7535
33	二戸ガス㈱	二戸市仁左平字北井沢 6 番地	0195-23-4155
34	㈱デンドウ住宅	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口51	0195-31-1234
35	㈱菅文	二戸市堀野字長地75-4	0195-23-7676
36	㈱丸竹興業	二戸市米沢字下平101-24	0195-23-7751
2101	水道屋㈱	滝沢市菓子152-125	019-688-2592
2104	栄進産業㈱	滝沢市根堀坂120-7	019-681-6181
2301	(有)アイオー浄化槽	二戸市福岡字作ケ久保84番 2	0195-23-9743

7-9 葛巻町排水設備指定工事店一覧表

(農業集落排水設備及び町整備型浄化槽)

(令和6年8月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
蒲野建設(株)	久慈市山形町川井第9地割32番地2	0194-72-2211
(有)山久土木	葛巻町葛巻第13地割7番地2	0195-66-2118
(有)山伸水道工業所	葛巻町江刈第6地割43番地1	0195-66-2813
(株)ビルド遠藤	葛巻町葛巻第7地割91番地	0195-66-2745
(株)阿部土建エンタープライズ	葛巻町葛巻第21地割74番地3	0195-66-2623
馬淵川設備(株)	二戸市福岡字五日町15番地	0195-23-7515
葛巻出張所	葛巻町葛巻第18地割29番地	0195-66-2428
アクア工業(株)	盛岡市西青山二丁目18番1号	019-647-2775
ハタナカ水道	葛巻町葛巻第56地割86番地	0195-66-1364
(株)丸竹興業	二戸市米沢字下平101-24	0195-23-7751
二戸ガス(株)	二戸市仁左平字北井沢6番地	0195-23-4155
(有)アイオー浄化槽	二戸市福岡字作ヶ久保84番2番地	0195-23-9743

(農業集落排水設備)

名 称	所 在 地	電話番号
(株)双葉設備アンドサービス	盛岡市みたけ三丁目7番37号	019-641-2281
(有)浜名設備	盛岡市上堂三丁目10番31号	019-641-0251
(株)姫神設備工業	盛岡市上田字岩脇1番地27	019-661-8356
水道屋(株)	滝沢市巢子152-125	019-688-2592
(株)岩電	盛岡市開運橋通4番10号	019-653-2211
栄進産業(株)	滝沢市根堀坂120-7	019-681-6181

(町整備型浄化槽)

名 称	所 在 地	電話番号
(有)八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面241番地1	0195-27-4545

7-10 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

⑤ 7-10 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内						
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						

⑤ 7-10 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 219,100円以内 小人 (12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上日：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

⑤ 7-10 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8 条 例

8-1 葛巻町防災会議条例 (昭和38年11月1日条例第16号)

改正 昭和58年3月14日条例第17号
平成12年3月14日条例第2号
平成19年3月13日条例第5号
平成24年9月19日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、葛巻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 葛巻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 岩手県知事部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 岩手県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、7人、1人、4人、4人及び4人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、葛巻町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月14日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月14日条例第2号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月13日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の葛巻町防災会議条例(中略)の規定により委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則 (平成24年9月19日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

8-2 葛巻町災害対策本部条例 (昭和38年11月1日条例第17号)

改正 平成19年3月13日条例第10号

改正 平成24年9月19日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、葛巻町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月13日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

8-3 コミュニティ防災センター条例 (昭和60年3月8日条例第14号)

改正 昭和61年3月8日条例第8号
平成17年9月13日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、町立コミュニティ防災センターの設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の防災意識を高揚し、自主防災体制の確立と福祉の増進を図るため、コミュニティ防災センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
葛巻町コミュニティ防災センター	葛巻町葛巻第15地割34番地3

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他センターの利用の促進に関する業務

3 指定管理者の指定の手続き等は、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年葛巻町条例第15号）の規定による。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理運営上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第5条 センターにおいて、物品の販売、募金その他これに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第6条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第4条第3項（第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けたとき。
- (4) センターの管理運営上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（損害賠償）

第8条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（補則）

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月8日条例第8号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月13日条例第22号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定によりなされた許可、承認、指示、決定又は申請その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

8-4 葛巻町消防団の設置等に関する条例 (昭和40年10月1日条例第22号)

改正 平成18年9月11日条例第16号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

葛巻町消防団

2 前項の消防団の区域は、葛巻町一円とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に設置されている消防団は、この条例により設置されたものとみなす。

附 則 (平成18年9月11日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

8-5 火入れに関する条例 (昭和61年3月8日条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、森林法(昭和26年法律第249号)第21条に規定する火入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(火入れの許可)

第2条 森林法第21条第1項に規定する土地に火入れを行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の火入れが次の各号に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入れを行おうとする土地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可後の指示)

第3条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第4条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(火入れの中止)

第5条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(消防長への通知)

第6条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

(補則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 相互応援協定等

葛巻町応援協定締結状況

名 称	協 定 先	協定締結状況
1 消防相互応援協定（資料9-1）	盛岡地区市町村圏	平成19年3月30日
2 相互援助協定書（資料9-2）	岩泉町	昭和34年6月7日
3 相互援助協定書（資料9-3）	九戸村	昭和34年6月7日
4 相互援助協定書（資料9-4）	一戸町	昭和34年6月7日
5 相互援助協定書（資料9-5）	旧山形村（現久慈市）	昭和34年6月7日
6 相互援助協定書（資料9-6）	岩手町	昭和34年6月7日
7 岩手県防災ヘリコプター応援協定（資料9-7～資料9-9）	岩手県	平成8年10月1日
8 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（資料9-10・資料9-11）	岩手県内各市町村	平成8年10月7日
9 林野火災発生時における相互協力協定書（資料9-12）	葛巻町森林組合	平成18年4月14日
10 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書（資料9-13）	社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	平成18年11月1日
11 災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書（資料9-14）	岩手県石油商業協同組合盛岡支部	平成20年2月6日
12 災害時の協力に関する協定書（資料9-15）	東北電力ネットワーク株式会社二戸電力センター	令和3年1月15日（再締結）
13 災害時の医療救護活動に関する協定書（資料9-16）	社団法人岩手郡医師会（現一般社団法人岩手西北医師会）	平成10年10月15日
14 災害時の情報交換に関する協定（資料9-17）	国土交通省東北地方整備局	平成22年3月15日
15 大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書（資料9-18）	岩手警察署	令和2年3月4日
16 災害時の避難所等における給電機能付き車両等の支援に関する協定書（資料9-19）	岩手トヨペット株式会社 岩手トヨタ自動車株式会社 ネットトヨタ岩手株式会社	令和2年6月30日
17 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書（資料9-20）	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	令和2年12月11日
18 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定（資料9-21）	社会福祉法人誠心会	令和3年7月5日
19 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定（資料9-22）	株式会社グリーンテージ	令和3年7月5日
20 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（資料9-23）	岩手三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和3年9月13日
21 災害時に係る情報発信に関する協定（資料9-24）	ヤフー株式会社	令和4年2月14日
22 災害時における飲料の確保に関する協定（資料9-25）	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社s	令和5年3月31日
23 災害時における物資供給に関する協定書（資料9-26）	NPO法人コメリ災害対策センター	令和5年11月1日

9-1 消防相互応援協定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町（以下「協定市町村」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定する。

第1条 協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

- (1) 近隣区域に火焰を認めたとき 2隊
- (2) 情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき 3隊

2 協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、または同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、または要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第2条 応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 応援隊の数ならびに必要な人員及び機械器具
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要な事項

第3条 応援の要請をした協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第4条 応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあつては、応援を受けた協定市町村（以下「受援市町村」という。）の長及び消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあつては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従って総合消防力の発揮に努めるものとする。

2 応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行うものとする。

第5条 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村（以下「応援市町村」という。）が負担するものとする。

- (1) 応援隊員の手当に係る費用
- (2) 機械器具に破損または故障が生じた場合の修理費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。
- (3) 燃料費

第6条 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

- (1) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（往路中に生じた場合を含む）の災害補償に要する費用
- (2) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第7条 応援隊員が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうかの判定については、応援市町村と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

2 応援隊員が応援の往路及び帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側が負担その賠償の責に任ずるものとする。

第8条 応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条 次に掲げる協定は廃止する。

- (1) 盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾町及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定。
- (2) 岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防相互応援協定。

上記協定の締結を証するため、本書8通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年3月30日

記名押印 [略]

別表

市町村名	指定場所	局名	電話番号
盛岡市	消防本部	盛岡	019-622-2175
八幡平市	市役所	八幡平	0195-76-2111
雫石町	役場	雫石	019-692-2111
葛巻町	分署	葛巻	0195-66-2709
岩手町	役場	岩手	0195-62-2111
滝沢村	役場	滝沢	019-684-2111
紫波町	役場	紫波	019-672-2111
矢巾町	役場	矢巾	019-697-2111

9-2 相互援助協定書

各町村は、消防が国民の生命身体及び財産の保護に任する責務を有するに鑑み、消防組織法第21条の規定により互に友好共助の精神に基き協力援助することの必要を認め此に別紙のとおり協定し相互に誠実にこれを履行することを協定したについては本書2通を作成し両者各1通を保有する。

昭和34年6月7日

岩手県岩手郡葛巻町長 遠 藤 喜兵衛 印
 岩手県下閉伊郡岩泉町長 工 藤 市 助 印

- 第1条** 緊急の事態において各町村は要請により相互に援助協力するものとする。
- 第2条** 前条の緊急事態とは、地震、台風、水火災等非常事態をいう。
- 第3条** 緊急事態に際しては、各町村の消防団の援助協力を求めることができる。
- 第4条** 各町村に対する消防団の特別の援助協力は、各町村長、又は、その代理者の命令により行うものとする。
- 第5条** 消防の応援部隊は要請町村消防団長の指示の下に活動するものとする。
- 第6条** 応援部隊の出動順位は原則として機動分団を第一とし、状況により徒歩分団を出動させることができる。
- 第7条** 応援部隊は、絶えず地元消防団長と連絡をとり、不時の事変に応ずる態勢でいなければならない。
- 第8条** 地元消防団長は応援部隊を部署するには、明確なる任務を与え誘導者を附し配置しなければならない。
- 第9条** この協定を履行するため各町村が要する通常の経費は、それぞれの負担とし特別に要した経費があるときはその都度協議によって決定する。
- 第10条** 協定町村に対する応援要請は別表指定の場所に行うものとする。

附 則

この協定は、昭和34年6月7日より施行する。

別表

町村名	指定場所	局名	電話番号	備考
葛巻町	役場	葛巻	140	
岩泉町	役場	岩泉	1	

9-3 相互援助協定書

各町村は、消防が国民の生命身体及び財産の保護に任する責務を有するに鑑み、消防組織法第21条の規定により互に友好共助の精神に基き協力援助することの必要を認め此に別紙のとおり協定し相互に誠実にこれを履行することを協定したについては本書2通を作成し両者各1通を保有する。

昭和34年6月7日

岩手県岩手郡葛巻町長 遠藤 喜兵衛 印
九戸村長 佐々木 忠三 印

- 第1条** 緊急の事態において各町村は要請により相互に援助協力するものとする。
- 第2条** 前条の緊急事態とは、地震、台風、水火災等非常事態をいう。
- 第3条** 緊急事態に際しては、各町村の消防団の援助協力を求めることができる。
- 第4条** 各町村に対する消防団の特別の援助協力は、各町村長、又は、その代理者の命令により行うものとする。
- 第5条** 消防の応援部隊は要請町村消防団長の指示の下に活動するものとする。
- 第6条** 応援部隊の出動順位は原則として機動分団を第一とし、状況により徒歩分団を出動させることができる。
- 第7条** 応援部隊は、絶えず地元消防団長と連絡をとり、不時の事変に応ずる態勢でいなければならない。
- 第8条** 地元消防団長は応援部隊を部署するには、明確なる任務を与え誘導者を附し配置しなければならない。
- 第9条** この協定を履行するため各町村が要する通常の経費は、それぞれの負担とし特別に要した経費があるときはその都度協議によって決定する。
- 第10条** 協定町村に対する応援要請は別表指定の場所に行うものとする。

附 則

この協定は、昭和34年6月7日より施行する。

別表

町村名	指定場所	局名	電話番号	備考
葛巻町	役場	葛巻	140	
九戸村	役場	伊保内	2	

9-4 相互援助協定書

各町村は、消防が国民の生命身体及び財産の保護に任する責務を有するに鑑み、消防組織法第21条の規定により互に友好共助の精神に基き協力援助することの必要を認め此に別紙のとおり協定し相互に誠実にこれを履行することを協定したについては本書2通を作成し両者各1通を保有する。

昭和34年6月7日

岩手県岩手郡葛巻町長 遠藤 喜兵衛 印

二戸郡一戸町長 日影館 喜助 印

第1条 緊急の事態において各町村は要請により相互に援助協力するものとする。

第2条 前条の緊急事態とは、地震、台風、水火災等非常事態をいう。

第3条 緊急事態に際しては、各町村の消防団の援助協力を求めることができる。

第4条 各町村に対する消防団の特別の援助協力は、各町村長、又は、その代理者の命令により行うものとする。

第5条 消防の応援部隊は要請町村消防団長の指示の下に活動するものとする。

第6条 応援部隊の出動順位は原則として機動分団を第一とし、状況により徒歩分団を出動させることができる。

第7条 応援部隊は、絶えず地元消防団長と連絡をとり、不時の事変に応ずる態勢でいなければならない。

第8条 地元消防団長は応援部隊を部署するには、明確なる任務を与え誘導者を附し配置しなければならない。

第9条 この協定を履行するため各町村が要する通常の経費は、それぞれの負担とし特別に要した経費があるときはその都度協議によって決定する。

第10条 協定町村に対する応援要請は別表指定の場所に行うものとする。

附 則

この協定は、昭和34年6月7日より施行する。

別表

町村名	指定場所	局名	電話番号	備考
葛巻町	役場	葛巻	140	
一戸町	役場	一戸	270	

9-5 相互援助協定書

各町村は、消防が国民の生命身体及び財産の保護に任する責務を有するに鑑み、消防組織法第21条の規定により互に友好共助の精神に基き協力援助することの必要を認め此に別紙のとおり協定し相互に誠実にこれを履行することを協定したについては本書2通を作成し両者各1通を保有する。

昭和34年6月7日

岩手県岩手郡葛巻町長 遠藤 喜兵衛 印
山形村長 高屋敷 英志 印

- 第1条** 緊急の事態において各町村は要請により相互に援助協力するものとする。
- 第2条** 前条の緊急事態とは、地震、台風、水火災等非常事態をいう。
- 第3条** 緊急事態に際しては、各町村の消防団の援助協力を求めることができる。
- 第4条** 各町村に対する消防団の特別の援助協力は、各町村長、又は、その代理者の命令により行うものとする。
- 第5条** 消防の応援部隊は要請町村消防団長の指示の下に活動するものとする。
- 第6条** 応援部隊の出動順位は原則として機動分団を第一とし、状況により徒歩分団を出動させることができる。
- 第7条** 応援部隊は、絶えず地元消防団長と連絡をとり、不時の事変に応ずる態勢でいなければならない。
- 第8条** 地元消防団長は応援部隊を部署するには、明確なる任務を与え誘導者を附し配置しなければならない。
- 第9条** この協定を履行するため各町村が要する通常の経費は、それぞれの負担とし特別に要した経費があるときはその都度協議によって決定する。
- 第10条** 協定町村に対する応援要請は別表指定の場所に行うものとする。

附 則

この協定は、昭和34年6月7日より施行する。

別表

町村名	指定場所	局名	電話番号	備考
葛巻町	役場	葛巻	140	
山形村	役場	陸中山形	1番	

9-6 相互援助協定書

各町村は、消防が国民の生命身体及び財産の保護に任する責務を有するに鑑み、消防組織法第21条の規定により互に友好共助の精神に基き協力援助することの必要を認め此に別紙のとおり協定し相互に誠実にこれを履行することを協定したについては本書2通を作成し両者各1通を保有する。

昭和34年6月7日

岩手県岩手郡葛巻町長 遠藤 喜兵衛 印
 岩手県岩手郡岩手町長 田中 富藏 印

- 第1条 緊急の事態において各町村は要請により相互に援助協力するものとする。
- 第2条 前条の緊急事態とは、地震、台風、水火災等非常事態をいう。
- 第3条 緊急事態に際しては、各町村の消防団の援助協力を求めることができる。
- 第4条 各町村に対する消防団の特別の援助協力は、各町村長、又は、その代理者の命令により行うものとする。
- 第5条 消防の応援部隊は要請町村消防団長の指示の下に活動するものとする。
- 第6条 応援部隊の出動順位は原則として機動分団を第一とし、状況により徒歩分団を出動させることができる。
- 第7条 応援部隊は、絶えず地元消防団長と連絡をとり、不時の事変に応ずる態勢でいなければならない。
- 第8条 地元消防団長は応援部隊を部署するには、明確なる任務を与え誘導者を附し配置しなければならない。
- 第9条 この協定を履行するため各町村が要する通常の経費は、それぞれの負担とし特別に要した経費があるときはその都度協議によって決定する。
- 第10条 協定町村に対する応援要請は別表指定の場所に行うものとする。

附 則

この協定は、昭和34年6月7日より施行する。

別紙

町村名	指定場所	局名	電話番号	備考
葛巻町	役場	葛巻	140	
岩手町	役場	沼宮内	24	

9-7 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村」等という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。

ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生
の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互
応援に関する協定書(昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。)第4条の
規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互
応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、
岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のう
え、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

記名押印 〔略〕

9-8 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する総合防災室の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

(常駐基地)

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

(総括管理者)

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、総合防災室防災消防担当課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(防災航空隊)

第7条 総合防災室防災航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運行管理責任者が指名する。

(隊長等の任務)

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災

業務に努めなければならない。

- 2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

- 2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

- 3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。

- 3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

- 4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

- 5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

（防災ヘリの使用）

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

（防災ヘリの使用申請）

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

（防災ヘリの使用承認）

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

（情報連絡及び報告）

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場等）

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

（ヘリコプター保有機関との相互応援）

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

（運航上の安全管理）

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法を明らかにした要領等を整備しなければならない。

4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ

め総括管理者に協議しなければならない。

- 5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

- 2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設及び設備の整備を図り、隊員の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

- 2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。
- 3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めた時は、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。
- 4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(捜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

- 2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

9-9 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室防災消防担当課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じ岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

- 第7** 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。
- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
- 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

様式〔略〕

別紙

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要

と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車での搬送するよりも防災ヘリで搬送するほうが著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車での搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

岩手県防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領別紙「岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準」2(4)アの岩手県防災ヘリコプターが交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う場合の具体的な基準は、次のとおりとする。

(交通遠隔地)

- 1 交通遠隔地とは、おおむね別図のヘリコプターの有効範囲内の地域とする
(傷病者)
- 2 緊急に搬送を行う必要がある傷病者とは、次の傷病原因に該当する者とする。
 - (1) 自動車事故
 - ア 自動車から放り出された事故
 - イ 同乗者が死亡した事故
 - ウ 自動車が横転し、又は転覆した事故
 - エ 車体がおおむね50cm以上つぶれた事故
 - オ 車内がおおむね30cm以上つぶれた事故
 - カ 歩行者若しくは自転車は自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
 - キ その他これらに準ずる事故
 - (2) オートバイ事故
 - ア おおむね35km以上で衝突した事故
 - イ オートバイから放り出された事故
 - ウ その他これらに準ずる事故
 - (3) 転落事故
 - ア 高所からの転落事故
 - イ 山間部における滑落事故
 - ウ その他これらに準ずる事故
 - (4) 窒息事故
 - ア 溺水事故
 - イ 生き埋め事故
 - ウ その他これらに準ずる事故
 - (5) 列車事故
 - (6) 航空機事故
 - (7) 傷害事件
 - ア 発砲事件
 - イ 刺傷事件
 - ウ その他これらに準ずる事件
 - (8) 重症が疑われる中毒事件
 - (9) 重症が疑われる疾病
(傷病者の観察判断基準)
- 3 緊急に搬送を行う必要がある傷病者の観察判断基準は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の状態（バイタルサイン）

- ア 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する（ジャパンコーマスケールで30以上）。
- イ 全く脈がない、又は脈拍が弱い。
- ウ 呼吸が停止している、又は呼吸が弱い。
- エ 呼吸障害がある。
- オ その他これらに準じる状態

(2) 外傷

- ア 頭部、頸部、躯幹又は肘若しくは膝より近位の四肢の外傷性出血
- イ 2箇所以上の四肢の変形又は四肢（手指及び足趾を含む。）の切断
- ウ 麻痺を伴う四肢の外傷
- エ 熱傷
 - (ア) 体のおおむねの3分の1を超える熱傷
 - (イ) 気道熱傷
 - (ウ) その他これらに準ずる外傷
- オ 意識障害を伴う電撃傷（雷又は電線による感電事故）
- カ 意識障害を伴う外傷
- キ その他これらに準ずる外傷

(3) 疾病

- ア けいれん発作
- イ 不穏状態（意識障害等により暴れる状態）
- ウ 四肢の麻痺
- エ 強い痛み
- オ その他これらに準ずる疾病

(4) その他緊急性があるもの

別図〔略〕

9-10 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

記名押印 〔略〕

9-11 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7項に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当

課を經由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	江刺市
両盤	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	水沢市

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		FAX番号
			防災行政無線	有線電話	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119

⑤ 9-11 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

胆 江	水 沢 市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 村	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 磐	一 関 市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
気 仙	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三 陸 町	総 務 課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援調整市町村長） 殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害 津波災害 風水害 その他（ ）			
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公 共 施 設 等 被 害	（庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係）			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担 当 者 名	
電話・FAX 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

職 種	活 動 内 容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾等）	

9-12 林野火災発生時における相互協力協定書

葛巻町（以下「甲」という。）と葛巻町森林組合（以下「乙」という。）とは、葛巻町内において林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供、消火用資機材（以下「資機材」という。）の確保、職員の派遣等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葛巻町地域防災計画に基づき、甲と乙が森林の保全と地域の安全を守るため、緊密な連携のもと、林野火災発生時等の情報の提供、資機材の確保、職員の派遣等について、相互に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 林野火災が発生した場合には、甲は乙に発生場所、発生時間、延焼状況等の情報を提供するものとする。また、乙が林野火災を覚知した場合も同様とする。

2 林野火災が発生した場合には、甲は乙に対して、発生した林野の植林、育林等の林野の状況及び消火活動上必要な事項についての情報の提供を要請することができるものとする。

3 林野火災が発生した場合には、甲は乙に対し、その保有する資機材の確保の協力を要請することができるものとする。

4 林野火災が発生した場合には、甲は乙に対して、林野の地理的状況等に詳しい職員の現場への派遣の協力を要請することができるものとする。

5 林野火災が発生するおそれがある場合には、甲は乙に対して、気象状況、注意報、警報等の情報を提供するものとする。

（報告）

第3条 甲は、この協定に基づく資機材の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、資機材の保有数量等の報告を求めることができるものとする。

（協力要請の手続等）

第4条 甲は乙に第2条第3項の協力を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 供給場所
- (5) その他必要事項

2 甲は乙に第2条第4項の協力を要請する場合には、派遣場所、時間及び人員数を明らかにして、前項に準じて行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が資機材を確保したときに要する費用は、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては盛岡地区広域行政事務組合盛岡中央消防署葛巻分署、乙においては葛巻町森林組合業務課とする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成18年4月14日から平成19年4月13日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年4月14日

記名押印 [略]

甲 葛巻町長 印

乙 葛巻町森林組合長 印

9-13 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

葛巻町（以下「甲」という）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部（以下「乙」という）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葛巻町内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に、甲が乙に対して避難場所や仮設住宅等のライフラインであるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材（以下「プロパンガス等」という）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

2 前項の甲の要請があったときは、乙は甲に対しプロパンガス等の調達に協力するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し、プロパンガス等の調達を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- (1) プロパンガス等の品名及び数量
- (2) プロパンガス等の供給日時及び場所
- (3) その他必要な事項

（要請への協力）

第6条 乙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この規定に基づき乙がプロパンガス等の調達に要した費用及びその他の必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は災害発生前における価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（事故報告）

第8条 乙は、プロパンガス等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、プロパンガス等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用者が第三者（同伴者を含む）に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(状況報告)

第10条 甲は、この規定に基づく調達要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有するプロパンガス等の数量等について、報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第11条 この規定に関する連絡責任者は、甲においては葛巻町総務課長、乙においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部長とする。

(被災した他市町村への応援)

第12条 甲が、被災した他の市町村に対するプロパンガス等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年11月1日

記名押印 [略]

甲	葛巻町長	印
乙	社団法人 岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	印

9-14 災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書

(協定趣旨)

第1条 この協定は、葛巻町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、葛巻町（以下「甲」という。）が岩手県石油商業協同組合盛岡支部（以下「乙」という。）に応急対策用燃料及び応急対策用資機材（以下「燃料等」という。）の調達並びに応急対策要員（以下「要員」という。）の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達・確保要請)

第2条 甲は、燃料等の調達及び要員の確保の必要があると認めたときは、乙に対しその調達及び確保の協力を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 燃料等の品名及び数量
- (2) 燃料等の搬入日時及び場所
- (3) 要員の必要人員数
- (4) 要員の動員日時及び場所
- (5) その他必要な事項

2 甲は、事前に燃料等及び要員の輸送に係る緊急通行車輛の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車輛確認証明書を受理したうえで、これを乙に交付するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が燃料等の調達及び要員の確保に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と燃料供給業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

ただし、単価契約を結んでいない燃料等及び資機材については、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第5条 乙は第2条の規定により燃料等の供給及び要員の動員を実施した場合は、速やかに甲に対して、次の事項を文書により報告することとする。

- (1) 供給した品目とその数量
- (2) 供給した日時及び場所
- (3) 動員した要員の人数
- (4) 動員した日時及び場所
- (5) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を

㊦ 9-14 災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の
調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書

報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に、乙の責めに帰する理由により、緊急輸送車輛の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(状況報告)

第8条 甲は、この協定に基づく調達及び確保の要請が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、乙又は乙に加盟する会員等が保有する燃料油等の品名、数量及び要員等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、総務企画課、乙においては岩手県石油商業協同組合盛岡支部事務局とする。

(被災市町村の応援)

第10条 甲が、被災した市町村への協力応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年2月6日

甲 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町長 鈴木重男 印
乙 岩手県盛岡市清水町14番12号
岩手県石油商業協同組合盛岡支部
支部長代行 宮田謙 印

9-15 災害時の協力に関する協定書

葛巻町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社二戸電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 第1項において、乙が、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、甲はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により乙と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（電力復旧のための拠点の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な復旧資材の拠点基地、駐車場・ヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとし、乙はこの使用目的以外に使用しないこととする。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定は、締結の日から効力を生じる。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直し又は解消が必要となった場合は、相手方に申入れを行い適宜協議するものとする。

(協議)

第8条 本協定書について疑義を生じたとき、並びにこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年1月15日

甲 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町
町長 鈴木重男 印

乙 岩手県二戸市福岡字五日町20番地
東北電力ネットワーク株式会社
二戸電力センター
所長 池田 智 印

9-16 災害時の医療救護活動に関する協定書

葛巻町（以下「甲」という。）と岩手郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葛巻町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療活動救護活動を円滑に実施するため、その実績に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、岩手郡医師会災害事故救急医療対策要綱に基づき、医療救護班を甲の指定場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、甲と連絡が取れないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により医療班を派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医療品等）

第6条 医療救護活動に使用する医療品、医療材料その他医療関係物品（以下「医療品等」という。）は、原則として甲が備える医療品とする。

2 前項の医療品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療救護班を派遣したときの人件費は災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医療品等を使用したときその使用した医療品等の費用実費の額

(3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の現状回復に要する費用実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の処置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用、第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときには、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

平成10年10月15日

甲 葛 卷 町 長 印

乙 社団法人 岩手郡医師会会長 印

9-17 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、葛巻町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 葛巻町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 葛巻町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年3月15日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行 印

乙 岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1

葛巻町長 鈴木 重男 印

9-18 大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

葛巻町（以下「甲」という。）と、岩手警察署（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における岩手警察署葛巻駐在所（以下「丙」という。）の施設使用について、次のとおり協定を締結する

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生により丙の庁舎が被災し、丙が自らの庁舎で業務の遂行が困難と判断した場合に、その代替施設として甲が管理する施設の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 前条の規定により使用する代替施設は、葛巻町総合運動公園内野球場事務所又は甲が指定する施設とする。

（協力の要請）

第3条 乙は、大規模災害発生時において、丙が自らの庁舎で業務の遂行が困難と判断したときは、甲に対し、施設使用要請書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後に速やかに施設使用要請書を提出するものとする。

（施設の使用）

第4条 甲は、前条の規定により、丙の施設の使用について要請を受けたときは、施設の被害状況等を踏まえて施設の使用許可について決定し、乙に通知するものとする。

（使用期間）

第5条 乙は、前条の規定により施設を使用するときは、期間をできるだけ短くし、甲の業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 施設の使用に要する経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償議）

第7条 乙は、施設の使用に当たり、自己の責めに帰する事由により、甲が管理する施設及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を、それぞれ総務企画課長、地域課長と定めるものとする。

（協定期間と更新）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙が相手方に対し、書面により更新しない旨の意思表示をしない場合は、本協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定解除）

第10条 甲又は乙が協定期間の中途において、この協定の解約を申し出た場合は、甲乙協議の上、この協定を解除することができるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月4日

葛巻町葛巻第16地割1番地1

甲 葛巻町長 鈴木重男 印

岩手町大字五日市第11地割53番地3

乙 岩手警察署長 足利郁男 印

9-19 災害時の避難所等における給電機能付き車両等の支援に関する協定書

葛巻町（以下「甲」という。）と岩手トヨペット株式会社（以下「乙」という。）、岩手トヨタ自動車株式会社（以下「丙」という。）及びネッツトヨタ岩手株式会社（以下「丁」という。）は、災害時の避難所等における給電機能付き車両等の支援に関し協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩手県葛巻町内において災害が発生した場合に、甲と乙、丙及び丁が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における給電機能付き車両等の支援について必要な事項を定めるとともに、平時においても給電機能付き車両の、災害の発生時における有用性を広く町民に周知し、全当事者がともに理解醸成に努めるものとする。

（給電機能付き車両等の種類）

第2条 甲が乙、丙及び丁に対して要請する給電機能付き車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) アクセサリーコンセント（AC100V／1,500W。以下同じ）付きハイブリッド車
- (2) 外部給電機能またはアクセサリーコンセント付きプラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、外部給電に必要な機器

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙、丙及び丁が保有する給電機能付き車両等を必要とする場合は、乙、丙及び丁に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来さない可能な範囲以内で、危険性も考慮したうえで、保有する給電機能付き車両等を貸与するよう努めるものとする。

（給電機能付き車両等の引渡し）

第4条 乙、丙及び丁は、前条の規定による甲からの要請を受け、給電機能付き車両等を甲に貸与する場合は、乙、丙及び丁が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙、丙及び丁が車両の運搬が不可能な場合、甲と乙、丙及び丁が協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第5条 給電機能付き車両等の貸与期間は、災害発生から原則1か月間を上限とする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲と乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙、丙及び丁は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、給電機能付き車両等を引渡しした場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

（給電機能付き車両等の返却）

第7条 乙、丙及び丁が甲に貸与した給電機能付き車両等の返却時期及び場所については、甲と乙、丙及び丁が協議の上、決定する。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙、丙及び丁が行った給電機能付き車両等の貸与期間中の燃料等の維

持費用については、甲が負担するものとする。

(補償)

第9条 給電機能付き車両等の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(車両保険の扱い)

第10条 乙、丙及び丁は、給電機能付き車両等の貸与にあたり乙、丙及び丁の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙、丙及び丁へその旨を連絡し、乙、丙及び丁の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙、丙及び丁の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた給電機能付き車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、葛巻町内で使用する。
- (3) 貸与期間中、給電機能付き車両等に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙、丙及び丁に連絡し、各当事者で対応を協議する。
- (4) 乙、丙及び丁から求められた場合、貸与された給電機能付き車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙、丙及び丁に提供する。

(連絡責任者)

第12条 各当事者は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(給電機能付き車両等の情報提供)

第13条 乙、丙及び丁は、甲から求められた場合、災害時に貸与が可能な給電機能付き車両等の情報を甲に提供する。

(訓練)

第14条 乙、丙及び丁は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(普及活動)

第15条 各当事者は、町民の自助による減災を促進するため、給電機能付き車両等の普及や、災害時の車中泊について、協力して周知に取り組む。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、各当事者が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、各当事者のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各当事者がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年6月30日

甲 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町長 鈴木重男 印

乙 岩手県盛岡市上田2丁目19番40号
岩手トヨペット株式会社
代表取締役社長 元持雅行 印

丙 岩手県盛岡市上堂4丁目12番11号
岩手トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 小林義弘 印

丁 岩手県盛岡市東仙北2丁目13番35号
ネットヨタ岩手株式会社
代表取締役社長 元持儀之 印

9-20 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書

(目的)

第1条 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「8市町」という。）は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市又は町が備蓄し、又は調達する物資だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に備蓄物資を融通することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この覚書を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 8市町は、あらかじめ備蓄物資の相互融通に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(融通の要請)

第3条 融通を要請する市又は町（以下「要請市町」という。）は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により融通を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 要請市町は、次の事項を明らかにする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資の品名、数量等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(相互融通する備蓄物資)

第4条 相互融通する備蓄物資は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資
- (2) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な物資

(物資の輸送)

第5条 物資の輸送は、要請市町が行うものとする。ただし、要請市町による輸送が困難な場合には、融通の要請を受けた市又は町（以下「融通市町」という。）が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 融通に要する経費は、要請市町が負担するものとする。

2 要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、融通市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第1項の規定により難い場合は、双方協議するものとする。

(情報等の交換)

第7条 8市町は、この覚書に基づく相互融通が円滑に行われるよう、毎年、備蓄物資の情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書の実施に関し必要な事項については、8市町の協議により定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書8通を作成し、各市町記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月11日

盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明 印

八幡平市

八幡平市長 田 村 正 彦 印

滝沢市

滝沢市長 主 濱 了 印

雫石町

雫石町長 猿 子 恵 久 印

葛巻町

葛巻町長 鈴 木 重 男 印

岩手町

岩手町長 佐々木 光 司 印

紫波町

紫波町長 熊 谷 泉 印

矢巾町

矢巾町長 高 橋 昌 造 印

9-21 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定

葛巻町（以下「甲」という。）と社会福祉法人誠心会（以下「乙」という。）とは、葛巻町内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれがあり、要配慮者が避難を余儀なくされたとき、福祉避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葛巻町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)要配慮者

「災害対策基本法第8条第2項第15号」及び「葛巻町災害時要援護者避難支援計画」に定める高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、かつ、指定緊急避難場所又は指定避難所（以下「避難所」という。）での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

(2)福祉避難所

乙の施設のうち要配慮者及びその家族又は介助者（以下「介助者等」という。）を収容し、当該要配慮者の状況に即した特別な配慮を行う福祉避難所として指定、開設される施設で、その施設は別表に掲げる施設とする。

（避難措置の実施者）

第3条 福祉避難所への避難措置実施者は甲とする。

2 福祉避難所の運営者は乙とする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、避難所が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認め、福祉避難所の開設を決定した場合には、直ちに、乙に対し、福祉避難所の運営について協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ「福祉避難所開設受入れ協力要請書（様式1）」（以下「協力要請書」という。）により福祉避難所へ収容する要配慮者を連絡するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力要請書に記載すべき次の事項を伝え、追って協力要請書を提出することとする。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

(3) 使用する期間（原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。）

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

3 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（福祉避難所への入所判断および入所）

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲の災害対策本部（健康福祉部）が実施する。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の介助者等の協力を得て行うものとする。ただし、介助者等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、介助者等を要配慮者ととも甲が当該要配慮者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、介助者等を福祉避難所に避難した者として受入れを行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めたときは、前条の規定による甲の要請により乙の施設に受入れられた者とみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の介助者等を受入れるときは、その介助者等については、第3項の規定を適用する。

（物資の調達及び生活相談員の確保）

第6条 乙は、平常時から要配慮者に係る生活用品（ポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用器具等）、食料及び医療材料等の必要な物資の備蓄に努め、福祉避難所開設時には調達に努めるものとする。ただし、要配慮者及びその介助者等で調達が可能な場合は、備蓄物資に優先してこれを使用するものとする。なお、備蓄、調達に当たっては取得価格を明確にするため、領収書等証拠書類も併せて保管することとする。

2 乙は、生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）を配置し、要配慮者を支援するものとする。

3 乙は、可能な範囲内において要配慮者の状況の急変等に対応できる体制を確保するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の乙により備蓄及び調達した物資並び乙の職員だけでは、要配慮者の支援が実施できないと予測される場合、もしくは乙からの福祉避難所の運営への応援要請があった場合は、不足する物資及び必要な人材を確保し派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙は甲に対し、福祉避難所の運営に要した費用を、「福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費及び要配慮者に要する食費等に関する届出書（様式2）」により届出するものとする。

2 乙は、前項により届出た内容に基づき、福祉避難所の運営に要した費用を、「福祉避難所の運営費用請求書（様式3）」により甲に請求するものとし、甲は乙の請求により当該運営費用を支払うものとする。

3 前2項によらないその他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（受入可能人員等）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員及びこれに基づく生活相談員数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要配慮者及びその介助者等の固

有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（円滑な運用）

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

（締結の解除）

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定期限）

第14条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月5日

甲 岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町長 鈴木重男 印

乙 岩手郡葛巻町葛巻第7地割104番地2
社会福祉法人誠心会
理事長 觸澤進一 印

別表 福祉避難所（第2条関係）

施設名	所在地 電話番号	備考
誠心会 葛巻デイサービスセンター	葛巻町葛巻第7地割104番地2 電話 66-3010	
誠心会 江刈デイサービスセンター	葛巻町江刈第24地割10番地 電話 68-2391	
誠心会 小屋瀬デイサービスセンター	葛巻町葛巻第28地割29番地8 電話 67-8011	

9-22 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定

葛巻町（以下「甲」という。）と株式会社グリーンテージくずまき（以下「乙」という。）とは、葛巻町内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれがあり、要配慮者が避難を余儀なくされたとき、福祉避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、葛巻町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)要配慮者

「災害対策基本法第8条第2項第15号」及び「葛巻町災害時要援護者避難支援計画」に定める高齢者、障がい者等のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者であつて、かつ、指定緊急避難場所又は指定避難所（以下「避難所」という。）での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

(2)福祉避難所

乙の施設のうち要配慮者及びその家族又は介助者（以下「介助者等」という。）を収容し、当該要配慮者の状況に即した特別な配慮を行う福祉避難所として指定、開設される施設で、その施設は、次号に掲げる施設とする。

(3)福祉施設として指定、開設される施設

所在地 葛巻町葛巻第5地割170番地2

名称 株式会社グリーンテージくずまき ふれあい宿舎グリーンテージ

（避難措置の実施者）

第3条 福祉避難所への避難措置実施者は甲とする。

2 福祉避難所の運営者は乙とする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、避難所が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認め、福祉避難所の開設を決定した場合には、直ちに、乙に対し、福祉避難所の運営について協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ「福祉避難所開設受入れ協力要請書（様式1）」（以下「協力要請書」という。）により福祉避難所へ収容する要配慮者を連絡するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力要請書に記載すべき次の事項を伝え、追って協力要請書を提出することとする。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状態、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

(3) 使用する期間（原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。）

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。
- 3 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(福祉避難所への入所判断および入所)

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲の災害対策本部（健康福祉部）が実施するものとし、要介護度が比較的低い高齢者、障がい者等のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等を対象とする。

- 2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の介助者等の協力を得て行うものとする。ただし、介助者等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- 3 甲は、介助者等を要配慮者ととも甲が当該要配慮者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、介助者等を福祉避難所に避難した者として受入れを行うものとする。
- 4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めたときは、前条の規定による甲の要請により乙の施設に受け入れられた者とみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の介助者等を受入れるときは、その介助者等については、第3項の規定を適用する。

(物資の調達及び生活相談員の確保)

第6条 乙は、平常時から要配慮者に係る生活用品（ポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等）、食料及び医療材料等の必要な物資の備蓄に努め、福祉避難所開設時には調達に努めるものとする。ただし、要配慮者及びその介助者等で調達が可能な場合は、備蓄物資に優先してこれを使用するものとする。なお、備蓄、調達に当たっては取得価格を明確にするため、領収書等証拠書類も併せて保管することとする。

- 2 甲は、生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）を派遣し要配慮者を支援するものとする。
- 3 乙は、可能な範囲内において要配慮者の状況の急変等に対応できる体制を確保するものとする。
- 4 甲は、前1項の乙により備蓄及び調達した物資並び乙の職員だけでは、要配慮者の支援が実施できないと予測される場合、もしくは乙からの福祉避難所の運営への応援要請があった場合は、不足する物資提供及び必要な人材を確保し、派遣するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙は甲に対し、福祉避難所の運営に要した費用を、「福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費及び要配慮者に要する食費等に関する届出書（様式2）」により届出するものとする。

- 2 乙は、前項により届出た内容に基づき、福祉避難所の運営に要した費用を、「福祉避難所の運営費用請求書（様式3）」により甲に請求するものとし、甲は乙の請求により当該運営費用を支払うものとする。
- 3 前2項によらないその他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能介護度及び受入れ可能人員並びこれに基づく生活相談員数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要配慮者及びその介助者等の固有の情報(以下「個人情報」という。)を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(締結の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定期限)

第14条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月5日

甲 岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町長 鈴木重男 印

乙 岩手郡葛巻町葛巻第5地割170番地2
株式会社グリーンテージ
取締役副社長 吉澤信光 印

9-23 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

葛巻町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葛巻町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器
（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。
（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2）を提出するものとする。
（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。
（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、

決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る維持費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電気車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、岩手県内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周

知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年9月13日

甲 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1
葛巻町長 鈴木重男 印

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目24番8号
岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田茂穂 印

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 加藤隆雄 印

9-24 災害時に係る情報発信に関する協定

葛巻町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、葛巻町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、葛巻町が葛巻町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ葛巻町の行政機能の低下を軽減させるため、葛巻町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、葛巻町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、葛巻町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、葛巻町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 葛巻町が、葛巻町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 葛巻町が、葛巻町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 葛巻町が、災害発生時の葛巻町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 葛巻町が、葛巻町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 葛巻町が、葛巻町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 葛巻町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、葛巻町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく葛巻町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、葛巻町から提供を受ける情報について、葛巻町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、葛巻町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和4年3月31日までとし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、葛巻町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、葛巻町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年2月14日

葛巻町：岩手県岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1
葛巻町長 鈴木 重 男

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

9-25 災害時における飲料の確保に関する協定

葛巻町（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、葛巻町における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「救援物資供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び納入）

第4条 飲料の納入場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、納入場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、納品書とともに飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、甲が必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙、協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納入書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、葛巻町の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(確認書の提出)

第9条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等を記した「確認書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 岩手県岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1

葛巻町長 鈴木重男

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷村広和

9-26 災害時における物資供給に関する協定書

岩手県葛巻町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年11月1日

甲 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町
葛巻町長 鈴木重男

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

10 危険箇所

10-1 土砂災害警戒区域指定状況（土石流）一覧表

番号	箇所番号	箇所名	字名	土砂災害警戒区域指定状況				区域内公共施設・福祉施設等
				特別警戒区域		告示年月	基礎調査済	
				有	無	193箇所	10箇所	
1	A029001	七滝沢	下冬部	○		R1.9		
2	A030001	星野の沢	星野		○	R3.3		
3	A030002	馬場開拓の沢	馬場開拓	○		H21.4		
4	A030003	馬場開拓の沢(2)	馬場開拓	○		H21.4		
5	A030004	触沢	触沢	○		R3.3		
6	A030005	寺畑の沢	寺畑	○		H21.4		
7	A030006	馬淵の沢	馬淵	○		H26.2		やまぶきホール
8	A030007	名前端の沢	名前端	○		H26.2		
9	A030008	境ノ沢	境ノ沢	○		H21.4		
10	A030009	市部内の沢	市部内		○	H21.4		田部簡易郵便局、冬部生活改善センター
11	A030010	鷹ノ巣沢	鷹ノ巣	○		R3.3		鷹の巣公民館
12	A038001	毛頭の沢	毛頭沢	○		H26.2		毛頭沢林業研修センター
13	A038002	毛頭の沢(2)	毛頭沢	○		H26.2		毛頭沢林業研修センター
14	A039001	中村の沢	中村	○		H21.4		中村簡易郵便局
15	A039002	中村の沢(2)	中村	○		H21.4		中村簡易郵便局
16	A039003	寺沢	寺沢	○		H21.4		
17	A039004	六角の沢	六角	○		H22.2		
18	A039005	寺田の沢	寺田	○		H22.2		
19	A039006	砂子沢	寺田	○		H22.2		
20	A039007	江刈の沢	江刈	○		R3.3		江刈小学校
21	A039008	漆真下の沢	漆真下	○		R3.12		
22	A039009	大沢	大沢	○		H22.2		
23	A039010	大沢(2)	大沢	○		H22.2		
24	A039011	入月の沢	入月	○		R3.12		
25	A039012	打田内の沢	打田内	○		R3.12		
26	A039013	田ノ沢	田ノ沢	○		H30.8		葛巻分署、葛巻町水道事業所
27	A039014	浦子内の沢	浦子内	○		H20.3		
28	A039015	新町の沢	新町	○		H30.8		葛巻郵便局、葛巻駅
29	A039016	下町の沢	下町		○	H30.8		葛巻小学校、葛巻病院
30	A039017	下町の沢(2)	下町	○		H30.8		くずま〜る、葛葉荘、葛巻町コミュニティ防災センター、高齢者福祉センター、すずらん工房
31	A039018	田子の沢	田子	○		H30.8		
32	A039019	堀の内の沢	堀の内	○		H20.3		
33	A039020	砂子の沢	砂子	○		H30.8		
34	A039021	古川戸の沢	古川戸	○		R3.3		
35	A039022	垂柳の沢	垂柳	○		H21.4		
36	A039023	外安孫の沢	垂柳	○		R3.3		
37	A039024	安孫沢	垂柳	○		R3.3		
38	A039025	小田の沢	小田	○		R3.3		
39	A039026	小田の沢(2)	小田	○		H20.3		
40	A039027	小田の沢(3)	小田	○		H20.3		小田郵便局
41	A039028	小田の沢(4)	小田	○		H20.3		小田郵便局
42	A039029	小田の沢(5)	小田	○		H20.3		小田郵便局
43	A039030	沢里の沢	沢里	○		R3.3		

⑤ 10-1 土砂災害警戒区域指定状況（土石流）一覧表

44	A039031	星野の沢(2)	星野	○		H26.2	
45	A039032	黒ノ森の沢	黒森	○		H20.3	
46	A039033	黒ノ森の沢(2)	黒森	○		H20.3	
47	A039034	田代の沢	田代	○		H20.3	
48	A039035	鰻沢の沢	鰻沢		○	R3.12	
49	A039036	鰻沢の沢(2)	鰻沢	○		H21.4	
50	A039201	らんき沢	乱吉沢	○		R3.12	
51	A039202	ブスノコブ沢	乱吉沢	○		H20.3	
52	A039203	茶屋場の沢	茶屋場	○		H20.3	高砂荘
53	A040001	高家領の沢	高家領	○		H28.5	
54	A040002	高家領の沢(2)	高家領	○		H21.4	
55	A040003	高家領の沢(3)	高家領		○	H21.4	
56	A049001	小平沢	小平沢	○		H21.4	泉田自治会館
57	A049002	小平沢(2)	小平沢	○		H21.4	
58	A049003	泉田の沢	泉田	○		H22.2	
59	A049004	品井沢	小苗代	○		R3.12	江刈農村センター
60	A049005	小苗代の沢	小苗代	○		H21.4	
61	A049006	志民沢	志民沢	○		H26.2	
62	A049007	廻立の沢	廻立	○		H26.2	
63	A049101	丹内沢	栗山	○		H22.2	
64	A049102	高畑の前沢	栗山	○		H22.2	
65	A049103	高畑の中沢	栗山	○		H22.2	
66	A049104	高畑沢	栗山	○		H22.2	
67	A049105	小苗代の奥沢	小苗代	○		H22.2	
68	A050001	荒沢口の沢	荒沢口	○		R1.12	
69	A050002	荒沢口の沢(2)	荒沢口	○		H22.2	
70	A050003	荒沢口の沢(3)	荒沢口	○		H22.2	
71	A050004	樋渡の沢	日渡	○		H22.2	
72	A050005	樋渡の沢(2)	日渡		○	H22.2	
73	A050006	山岸の沢	山岸	○		H21.4	
74	A050201	ビッコ沢	西里	○		H22.2	
75	A050202	遠矢場の沢	遠矢場	○		H22.2	遠矢場林業研修センター
76	B029101	グヤミ沢	赤平	○		R3.3	
77	B029102	上ヨシノ沢	根地戸		○	R1.9	
78	B029103	下ミンタ沢	下冬部	○		R1.9	
79	B029104	ミンタ沢	下冬部		○	R1.9	
80	B030301	桂川の沢	桂川		○	R3.3	
81	B030302	水ナシ沢	星野	○		R3.3	
82	B030303	下サドウ沢	十良沢	○		R3.3	
83	B030304	上サドウ沢	十良沢	○		R3.3	
84	B030305	剣ヶ森沢	馬場	○		H26.2	
85	B030306	中内ヶ沢	馬場	○		R3.3	
86	B030307	グサ沢	馬場	○		H26.2	
87	B030308	下グサ沢	馬場	○		H21.4	
88	B030309	大沢	馬場	○		R3.3	
89	B030310	上コマグレ沢	触沢	○		R3.3	
90	B030311	下フレ沢	触沢	○		H21.4	
91	B030312	滝沢	触沢	○		H26.2	
92	B030313	岩上沢	岩上	○		R3.3	
93	B030314	福畑沢	畑福	○		R1.9	
94	B030315	市部内ノ上沢	市部内		○	R1.9	
95	B038101	ヤニマタノ下沢	吉ヶ沢	○		R1.12	
96	B038102	吉ヶ沢ノ沢	吉ヶ沢	○		R1.12	
97	B038103	滝ノ上沢	滝	○		R1.12	
98	B038104	中沢ノ下沢	中沢	○		R1.12	
99	B038105	長松の上沢	柏木平	○		R1.12	
100	B038106	ナノクシノ下沢	柏木平	○		R1.12	
101	B038107	ナノクシノ沢	柏木平	○		R1.12	

5 10-1 土砂災害警戒区域指定状況（土石流）一覧表

102	B038108	菖蒲平ノ奥沢	菖蒲平	○		R1.12	
103	B038109	菖蒲平ノ沢	菖蒲平	○		H26.2	
104	B038110	菖蒲平の前沢	菖蒲平	○		H26.2	
105	B038111	戸草沢の沢	戸草沢	○		H26.2	
106	B039201	六角の奥沢	六角	○		R3.12	
107	B039202	寺田の奥沢	寺田	○		R3.12	
108	B039203	半道の下沢	田子内	○		H21.4	
109	B039204	半道沢	田子内	○		H21.4	
110	B039205	五葉窪沢	五葉窪	○		H20.3	
111	B039206	五葉窪の上沢	五葉窪	○		H30.8	
112	B039207	ヌナヤ沢	猿形	○		H21.4	
113	B039208	ブシ沢	猿形		○	H26.2	
114	B039209	洗場沢	猿形	○		R3.3	
115	B039210	民沢	古川戸	○		R3.3	
116	B039211	小安孫沢	垂柳	○		R3.3	
117	B039212	下垂柳沢	垂柳	○		R3.3	
118	B039213	アサ沢	小田	○		R3.3	
119	B039214	赤井田ノ奥沢	赤井田	○		R3.3	
120	B039215	下境沢	赤井田	○		H26.2	
121	B039216	境沢	赤井田	○		H21.4	
122	B039217	中屋敷沢	赤井田	○		R3.3	
123	B039218	奥水ナシ沢	星野		○	R3.3	
124	B039219	横打の沢	横打	○		H21.4	
125	B039220	袖ガ沢	鍋倉	○		R3.3	
126	B039221	下鍋倉沢	鍋倉	○		R3.3	
127	B039222	万ノ沢	上鍋倉	○		H26.2	
128	B039223	松川原沢	松川原	○		H28.5	
129	B039224	うなぎ沢	松川原	○		H28.5	
130	B039225	平方泊沢	松川原	○		H28.5	
131	B039226	下堂ガ沢	松川原	○		H28.5	
132	B039227	堂ガ沢	鰻沢	○		H28.5	
133	B039228	前経沢	岩瀬張	○		H28.5	
134	B039229	ヤナイダ沢	岩瀬張	○		H28.5	
135	B040201	分校の沢	高家領	○		H28.5	
136	B048101	小ホッポ沢	土谷川	○		H30.8	
137	B048102	大ホッポ沢	土谷川	○		H30.8	
138	B048103	アンマ沢	畑沢	○		H30.8	
139	B048104	畑沢の沢	畑沢	○		H30.8	
140	B048105	只見の沢	只見	○		H30.8	
141	B048106	只見の下沢	只見	○		H30.8	
142	B048107	中タタミ沢	只見		○	H30.8	
143	B048108	上タタミ沢	只見	○		H26.2	
144	B049101	下小平沢	栗山	○		H22.2	
145	B049102	ナシアサ沢	中外川	○		R3.12	
146	B049103	外山の沢	上外川	○		R3.12	
147	B049104	山中の沢	上外川	○		R3.12	
148	B049105	外地の沢	中外川	○		R3.12	
149	B049106	鈴木の沢	弓弦部	○		H28.9	
150	B049107	弓弦部の沢	弓弦部	○		H28.9	
151	B049108	千葉の沢	荒谷	○		H28.9	
152	B049109	荒谷の沢	荒谷		○	H28.9	
153	B049110	昼沢の下沢	昼沢	○		H28.9	
154	B049111	岩ノ下の沢	岩ノ下	○		H28.9	
155	B049112	尻喰の沢	尻喰	○		H28.9	
156	B049113	昼沢の奥沢	昼沢		○	H28.9	
157	B049114	昼沢の中沢	昼沢	○		H28.9	
158	B049115	昼沢の前沢	昼沢	○		H28.9	
159	B049116	千葉の奥沢	昼沢		○	H28.9	

5 10-1 土砂災害警戒区域指定状況（土石流）一覧表

160	B049117	千葉の前沢	昼沢		○	H28.9		
161	B049118	スズカ沢	志民沢	○		H30.8		
162	B049119	廻立の奥沢	廻立	○		H26.2		
163	B049120	ドワ沢	大石	○		H26.2		
164	B050201	畑屋敷の沢	畑屋敷	○		R1.12		
165	B050202	畑屋敷の前沢	畑屋敷	○		R1.12		
166	B050203	上中ノ沢	畑	○		R1.12		
167	B050204	泥這の奥沢	泥這	○		R1.12		
168	B050205	泥這の前沢	泥這	○		R1.12		
169	B050206	下中ノ沢	泥這	○		H22.2		
170	B050207	下泥這の上沢	泥這	○		R1.12		馬淵農村婦人の家
171	B050208	下泥這の沢	泥這	○		R1.12		馬淵農村婦人の家
172	B050209	下泥這の下沢	泥這	○		R1.12		馬淵農村婦人の家
173	B050210	下大新沢	泥這	○		R1.12		
174	B050211	上新沢	泥這	○		R1.12		
175	B050212	中松ヶ沢	馬淵	○		H22.2		
176	B050213	上松ヶ沢	馬淵	○		H22.2		
177	B050214	ヨササ沢	馬淵	○		R1.12		
178	B050215	上木の沢	馬淵	○		R1.12		
179	B050216	キビツ沢	馬淵	○		R1.12		
180	B050217	立沢	馬淵	○		R1.12		
181	B050218	落合の沢	荒沢口	○		R1.12		
182	B050219	折本の沢	遠矢場	○		H22.2		
183	B050220	荒沢口の南沢	荒沢口	○		R1.12		
184	B050221	小屋瀬の小沢	小屋瀬	○		R3.12		
185	B050222	元木の沢	元木	○		R3.12		
186	B050223	奥ビッコ沢	三巢子	○		H22.2		
187	B050224	日沢	西里	○		R3.12		
188	B050225	日渡の奥沢	日渡	○		H22.2		
189	B050226	日渡の前沢	日渡	○		R3.12		
190	J030301	ツボカイナ沢	鷹ノ巣				基礎調査済	
191	J030302	サトウ沢	星野				基礎調査済	
192	J038101	粒来沢の下沢	吉ヶ沢				基礎調査済	
193	J038102	中沢の前沢	中沢				基礎調査済	
194	J039201	岩脇の沢	岩脇				基礎調査済	
195	J039202	中六角の沢	六角	○		R3.12		
196	J049101	大川原の沢	江刈				基礎調査済	
197	J049102	蛇岩の沢	弓弦部	○		H28.9		
198	J049103	尻喰の中沢	尻喰	○		H28.9		
199	J050201	ヨソダイ沢	畑				基礎調査済	
200	J050202	中ノ沢	畑				基礎調査済	
201	J050203	大新沢	泥這				基礎調査済	
202	J050204	奥ヨササ沢	泥這				基礎調査済	
203	J050205	木ノ沢	馬淵	○		R3.12		

10-2 土砂災害警戒区域指定状況（急傾斜地）一覧表

番号	箇所番号	箇所名	字名	土砂災害警戒区域指定状況				区域内公共施設・福祉施設等
				特別警戒区域		告示年月 153箇所	基礎調査済 2箇所	
				有	無			
1	029A0026	田屋	田屋	○		H21.4		
2	030A0029	触沢	触沢	○		H21.4		旧田野小学校
3	030A0030	坂待屋	触沢	○		H21.4		
4	030A3001	境ノ沢	境ノ沢	○		H26.2		
5	030A3002	岩瀬張	岩瀬張	○		H26.2		
6	038A0028	毛頭沢	毛頭沢	○		H21.4		毛頭沢林業研修センター
7	039A0031	星野	星野	○		H26.2		旧星野小学校、すみれ荘（星野）
8	039A0032	垂柳	垂柳	○		R3.3		
9	039A0033	田代	田代	○		H20.3		田代コミュニティセンター
10	039A0034	城内小路	八幡	○		R3.12		
11	039A0035	下町	下町	○		H30.8		
12	039A0036	秋葉山	新町	○		H21.4		
13	039A0037	大明神	新町	○		H20.3		
14	039A1001	垂柳-2	垂柳	○		H20.3		
15	039A1002	猿形	猿形	○		H20.3		
16	039A1003	平船	平船	○		H20.3		
17	039A1004	新町-1	新町	○		H20.3		
18	039A1005	元町	元町	○		H20.3		
19	039A1006	八幡	八幡	○		H20.3		
20	039A1007	田ノ沢	田ノ沢	○		H20.3		葛巻町社会体育館、象鼻会館
21	039A1008	新町-2	新町	○		H20.3		
22	039A1009	浦子内口-3	浦子内口	○		H22.2		
23	039A1010	繫	繫	○		H21.4		
24	039A1011	大沢	大沢	○		R3.12		
25	039A1012	寺沢	寺沢	○		H21.4		
26	039A1013	小苗代-1	小苗代	○		H22.2		江刈中学校
27	049A1001	泉田	泉田	○		H21.4		
28	049A1002	中外川-2	中外川	○		H22.2		上外川林業研修センター
29	050A0039	荒沢口	荒沢口	○		H21.4		旧馬淵小学校
30	050A1001	遠矢場	遠矢場	○		H21.4		遠矢場林業研修センター
31	029B2001	尻高	尻高	○		R1.9		
32	029B2002	外平	外平	○		R1.9		
33	029B2003	荒谷	荒屋	○		R1.9		
34	029B2004	下冬部	下冬部	○		R1.9		
35	029B2005	市部内	市部内	○		R1.9		
36	029B2006	市部内-1	市部内	○		R1.9		
37	029B2007	根地戸-1	根地戸	○		R1.9		
38	029B2008	市部内-3	市部内	○		R1.9		
39	029B2009	根地戸-3	根地戸	○		R1.9		
40	029B2010	根地戸-2	根地戸	○		R1.9		
41	029B2011	根地戸-4	根地戸	○		H21.4		
42	029B2012	根地戸-5	根地戸	○		R1.9		
43	029B2013	根地戸-6	根地戸	○		R1.9		
44	029B2014	赤平	赤平	○		R3.3		
45	029B2015	赤平-1	赤平	○		R3.3		
46	030B3001	市部内-2	市部内	○		R1.9		
47	030B3002	名前端	名前端	○		R3.3		
48	030B3003	上名前端-1	上名前端	○		R3.3		
49	030B3004	名前端	上名前端	○		H26.2		
50	030B3005	岩上	岩上	○		R3.3		
51	030B3006	馬場	馬場	○		R3.3		

⑤ 10-2 土砂災害警戒区域指定状況（急傾斜地）一覧表

52	030B3007	触沢-2	触沢	○		R3.3	
53	038B2001	滝	滝	○		R1.12	
54	038B2002	更ノ沢	更ノ沢	○		R1.12	
55	038B2004	吉ヶ沢	吉ヶ沢	○		R1.12	
56	038B2006	吉ヶ沢-1	吉ヶ沢	○		R1.12	
57	038B2007	吉ヶ沢-3	吉ヶ沢	○		R1.12	
58	038B2008	吉ヶ沢-4	吉ヶ沢	○		R1.12	
59	039B1001	中屋敷	星野	○		R3.3	
60	039B1002	中屋敷-1	星野	○		R3.3	
61	039B1003	横打	横打	○		R3.3	
62	039B1004	垂柳-1	垂柳	○		R3.3	
63	039B1005	古川戸	古川戸	○		R3.3	
64	039B1006	古川戸-1	古川戸	○		R3.3	
65	039B1007	岩瀬張	岩瀬張	○		H28.5	
66	039B1008	岩瀬張-1	岩瀬張			基礎調査済	
67	039B1009	五葉窪-1	五葉窪	○		H30.8	
68	039B1010	赤石野	赤石野	○		H30.8	
69	039B1011	田子	田子	○		H22.2	
70	039B1012	沢口	沢口	○		H28.5	
71	039B1013	五葉窪	五葉窪	○		H30.8	
72	039B1014	田子-1	田子	○		H22.2	
73	039B1015	五葉窪-2	五葉窪	○		H30.8	
74	039B1016	向田代	向田代	○		H30.8	
75	039B1017	鏡沢	鏡沢	○		H22.2	
76	039B1018	乱吉沢	乱吉沢	○		H28.5	
77	039B1019	新町	新町	○		H30.8	
78	039B1020	八幡	八幡	○		H30.8	
79	039B1021	小屋ノ畑	小屋ノ畑	○		H30.8	
80	039B1022	五葉窪-3	五葉窪	○		H30.8	
81	039B1023	浦子内口	浦子内口	○		R3.12	
82	039B1024	浦子内口-1	浦子内口	○		R3.12	
83	039B1025	浦子内口-3	浦子内口	○		R3.12	
84	039B1026	浦子内-1	浦子内	○		R3.12	
85	039B1027	浦子内-2	浦子内	○		R3.12	
86	039B1028	浦子内	浦子内	○		R3.12	
87	039B1029	繫-1	繫	○		H30.8	
88	039B1030	浦子内-3	浦子内	○		H21.4	
89	039B1031	打田内-1	打田内	○		R3.12	
90	039B1032	打田内	打田内	○		R3.12	
91	039B1033	田子内	田子内	○		R3.12	
92	039B1034	大沢-1	大沢	○		R3.12	
93	039B1035	田子内-1	田子内	○		R3.12	
94	039B1036	今待	今待	○		R3.12	
95	039B1037	寺田	寺田	○		R3.12	
96	039B1038	鈴ヶ口	鈴ヶ口	○		H30.8	
97	039B1039	九蔵坂	九蔵坂	○		H30.8	
98	039B1040	鈴ヶ口-1	鈴ヶ口	○		H30.8	
99	039B1041	鈴ヶ口-2	鈴ヶ口	○		H30.8	
100	039B1042	九蔵坂-1	九蔵坂	○		H30.8	
101	039B1043	六角	六角	○		R3.12	
102	040B2001	高家領	高家領	○		H28.5	
103	049B1001	大滝	大滝	○		R3.12	
104	049B1002	大石-1	大石	○		H30.8	
105	049B1003	大石	大石	○		H21.4	
106	049B1004	小屋瀬-3	小屋瀬	○		H30.8	
107	049B1005	小屋瀬-2	小屋瀬	○		H30.8	
108	049B1006	志民沢	志民沢	○		H30.8	
109	049B1007	小屋瀬	小屋瀬	○		H28.9	

⑤ 10-2 土砂災害警戒区域指定状況（急傾斜地）一覧表

110	049B1008	荒谷	荒谷	○		H28.9	
111	049B1009	昼沢-2	昼沢	○		H28.9	
112	049B1010	昼沢-1	昼沢	○		H28.9	
113	049B1011	昼沢	昼沢	○		H28.9	
114	049B1012	弓弦部-1	弓弦部	○		H28.9	
115	049B1013	弓弦部	弓弦部	○		H28.9	
116	049B1014	岩ノ下-1	岩ノ下	○		H28.9	
117	049B1015	岩ノ下	岩ノ下	○		H28.9	
118	049B1016	中外川	中外川	○		R3.12	
119	049B1017	中外川-1	中外川	○		R3.12	
120	049B1018	中外川-3	中外川	○		R3.12	
121	049B1019	中外川-4	中外川	○		R3.12	
122	050B1001	車門	車門	○		R3.12	
123	050B1002	西里-1	西里	○		H22.2	
124	050B1003	西里	西里			基礎調査済	
125	050B1004	馬淵	馬淵	○		R1.12	
126	050B1005	馬淵-1	馬淵	○		R1.12	
127	050B1006	馬淵-2	馬淵	○		R1.12	
128	050B1007	遠矢場-2	遠矢場	○		H22.2	
129	050B1008	遠矢場-1	遠矢場	○		H22.2	
130	050B1009	荒沢口-1	馬淵	○		R3.12	
131	050B1010	三巢子	三巢子	○		R3.12	
132	050B1011	荒沢口-3	荒沢口	○		R3.12	
133	050B1012	荒沢口-2	荒沢口	○		R3.12	
134	050B1013	小屋瀬-2	小屋瀬	○		R3.12	
135	050B1014	小屋瀬	小屋瀬	○		R3.12	
136	050B1015	小屋瀬-1	小屋瀬	○		R3.12	
137	059B1001	上外川	上外川	○		R3.12	
138	029E2001	荒谷-1	荒屋	○		R1.9	
139	029E2002	根地戸	根地戸	○		R1.9	
140	030E3001	前里	前里	○		R3.3	
141	030E3002	馬場-1	馬場	○		H21.4	
142	030E3003	上馬場	馬場	○		R3.3	
143	030E3004	触沢-1	触沢	○		R3.3	
144	038E2001	更ノ沢-1	更ノ沢	○		R1.12	
145	038E2004	吉ヶ沢-2	吉ヶ沢	○		R1.12	
146	038E2005	戸草沢	戸草沢	○		R1.12	
147	038E2006	戸草沢-1	戸草沢	○		R1.12	
148	038E2007	柏木平	柏木平	○		R1.12	
149	039E1001	江刈川	江刈川	○		H28.5	
150	039E1002	乱吉沢-1	乱吉沢	○		H26.2	
151	039E1003	押田内-1	押田内	○		R3.12	
152	039E1004	押田内	押田内	○		R3.12	
153	048E1002	土谷川	土谷川	○		H30.8	
154	049E1001	小苗代	小苗代	○		R3.12	
155	049E1002	小屋瀬	小屋瀬	○		H30.8	

10-3 がけ地近接危険住宅

整理番号	箇所名	戸数 (戸)	が け の 状 況			摘要
			種 別	高 さ (m)	傾斜度 (°)	
1	葛巻町葛巻第15地割	2	礫交り自然がけ	35.0	45	
2	葛巻町田部字触沢	1	軟岩自然がけ	30.0	40	
3	葛巻町田部字岩瀬張	1	礫交り自然がけ	50.0	45	
4	葛巻町葛巻第13地割	1	軟岩自然がけ	24.0	75	
5	葛巻町田部字市部内	1	礫交り自然がけ	5.0	45	

10-4 雪崩危険箇所

種 別	路線名	地 名	箇所数	延長 (m)	摘 要
町 道	毛頭沢線	毛頭沢	1	10	
町 道	上外川線	下外川	2	20	

10-5 水防法第15条に基づく洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設

番号	要配慮者利用施設名	所在地	地区	最大浸水想定 浸水深 m
1	養護老人ホーム 葛葉荘	葛巻17-39-3	田子	0.5~3.0
2	葛巻町高齢者福祉センター	葛巻17-44-9	田子	0.5~3.0
3	グループホーム和や家くずまき	葛巻29-34-4	小屋瀬	0.5~3.0
4	すずらん工房	葛巻17-44-4	田子	0.5~3.0
5	小屋瀬デイサービスセンター（さくら荘）	葛巻28-29-8	小屋瀬	0.5~3.0
6	葛巻保育園	葛巻12-37-1	新町	3.0~5.0
7	江刈保育園	江刈12-42-9	寺田	0.5~3.0
8	五日市保育園	江刈25-36-20	五日市	0.5~3.0
9	小屋瀬保育園	葛巻29-34-1	小屋瀬	0.5~3.0
10	国民健康保険葛巻病院	葛巻16-1-1	下町	3.0~5.0
11	葛巻小学校	葛巻12-37-1	新町	3.0~5.0
12	江刈小学校	江刈10-206-20	寺田	0.5~3.0
13	五日市小学校	江刈25-54-3	五日市	0.5~3.0
14	小屋瀬小学校	葛巻28-22-5	小屋瀬	0.5~3.0
15	葛巻中学校	葛巻20-91	田子	0.5~3.0

10-6 土砂災害防止法第8条に基づく土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

番号	要配慮者利用施設名	所在地	地区	急傾斜地	土石流	特別警戒区域の有無
1	特別養護老人ホーム 高砂荘	葛巻7-104-2	茶屋場		○	無
2	地域密着型特別老人ホーム すみれ荘	葛巻60-132-5	星野	○		有
3	特別養護老人ホーム 葛葉荘	葛巻17-39-3	田子		○	無
4	葛巻町高齢者福祉センター	葛巻17-44-9	田子		○	無
5	すずらん工房	葛巻17-44-4	田子		○	無
6	国民健康保険葛巻病院	葛巻16-1-1	下町		○	無
7	葛巻小学校	葛巻12-37-1	下町		○	無
8	江刈小学校	江刈10-206-20	寺田		○	有
9	江刈中学校	江刈16-54-2	小苗代	○		有

※ 土砂災害警戒区域の指定については告示・公表による。

11 様式

11-1 災害情報の収集、報告関係様式

【初期情報報告・被害額等報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名	○：初期情報 報告様式	頁数
様式1	被害発生等報告	○	1006
様式1-1	避難の指示・勧告等の状況報告	○	1007
様式2	人的及び住家被害報告	○	1008
様式2-1	人的被害内訳	○	1009
様式2-2	住家被害内訳	○	1010
様式3	庁舎等被害報告	○	1011
様式4	社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	○	1012
様式5	医療衛生施設被害報告	○	1013
様式5-1	医療衛生施設被害内訳	○	1014
様式6	消防施設被害報告	○	1015
様式7	観光施設被害報告		1016
様式8	商工関係被害報告		1017
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	○	1018
様式12	農業施設被害報告		1019
様式12-1	農業施設被害報告		1020
様式13	農作物等被害報告		1021
様式13-1	農作物被害内訳		1022
様式13-2	樹体被害内訳		1023
様式14	家畜関係被害報告		1024
様式15	農地農業用施設被害報告		1025
様式16	林業関係被害報告		1026
様式17	土木施設等被害報告		1027
様式18	公営住宅等被害報告		1028
様式19	児童、生徒及び教員等被害報告		1029
様式20	学校被害報告		1030
様式21	文化財被害報告		1031

【初期情報報告専用様式一覧表】

様式No.	報 告 名	頁数
様式B	水道施設被害状況報告書	1032
様式C	火葬場等被害報告	1033
様式D	観光施設被害報告	1034
様式E	商工関係被害報告	1035
様式F	農林水産関係被害報告	1036
様式G-1	土木施設関係等被害報告	1037
様式H	教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）	1038

【消防庁報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名	頁数
第1号様式	火災	1039
第2号様式	特定の事故	1040
第3号様式	救急・救助事故・武力攻撃災害等	1041
第4号様式 (その1)	災害状況即報	1042
第4号様式 (その1) 別紙	避難指示等の発令状況	1043
第4号様式 (その2)	被害状況即報	1044

報告要領

- 1 被害状況判定の基準は、別記1のとおりとする。
- 2 災害情報報告系統図は、別記2のとおりとする。
- 3 様式1及び様式1-1については、市町村本部から地方支部を経由して総合防災室への報告に使用すること。
- 4 20屯以上の船舶の被害報告については、東北運輸局が様式22に掲げる様式を使用し、また、東日本電信電話株式会社岩手支店、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北、KDDI株式会社、東北電力株式会社岩手支店、電源開発株式会社東和電力所、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、三陸鉄道株式会社、IGRいわて銀河鉄道株式会社は、県内の被害をとりまとめ、様式I、23、25の様式を使用し報告すること。

別記 1

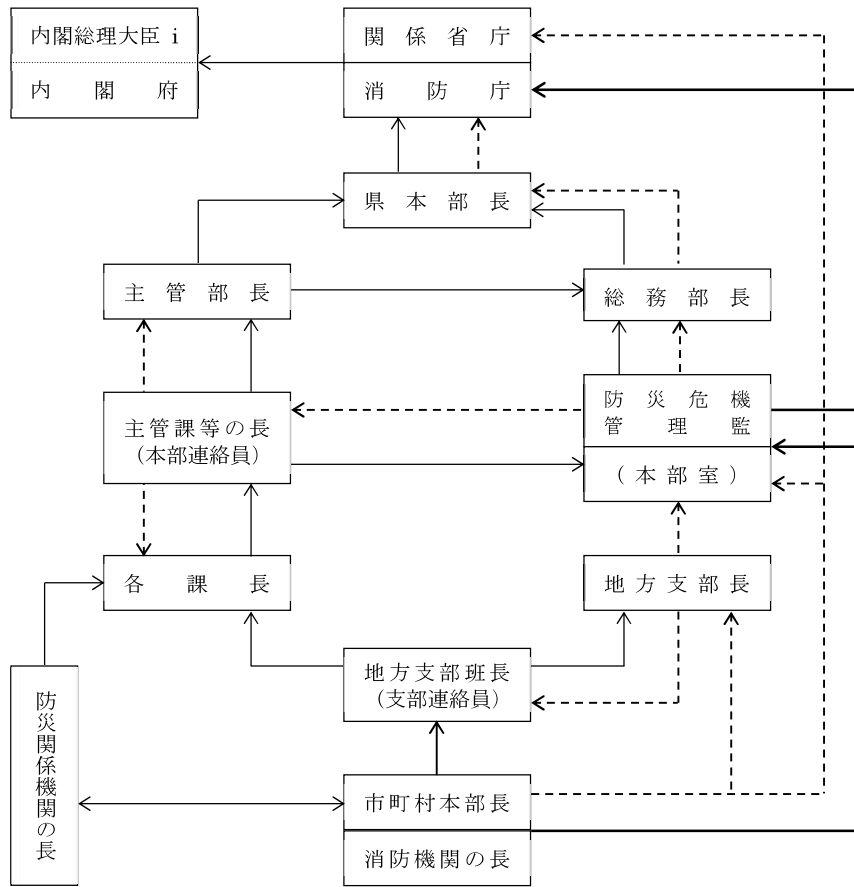
被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	災害関連死者	災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疫病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊、全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に留った程度のもの
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路損壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

別記2

災害情報報告系統図



- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告
- 被害情報（初期情報報告を除く。）
- 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害等の情報

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒防災課】

被害発生等報告

災害名	第報(月日時分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

1 人的被害

区分	人数	氏名	年齢
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

4 その他の被害

区分	数量	被害の状況

2 住家被害

区分	棟数	世帯数	人員
全壊			
半壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒) 本部設置・廃止 状況	災害対策本部・災害警戒本部	
	設置	月日時分
	廃止	月日時分
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を添付すること。	
応援要請の状況		
消防機関の 活動状況	消防職員	人
	消防団員	人
ボランティア センターの設置 及び活動状況		
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間	時分
	閉鎖箇所	箇所
	解除時間	時分
その他の 措置状況		

3 非住家被害

区分	棟数	被害の状況
公共建物		
その他の 建物		

- 注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。
 2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。
 3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒防災課】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

(様式2-1)
人的被害内訳

区分	住所	氏名	年齢	性別	原因	負傷部位
ア 死者						
イ 災害関連死者						
ウ 行方不明者						
エ 重傷者						
オ 軽傷者						

(様式2-2)
住家被害内訳

区分	地区	棟数	世帯数	人員
ア 全壊（流失）				
イ 半壊				
ウ 一部破損				
エ 床上浸水				
オ 床下浸水				

様式12-1-1 (市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒防災課) 農業施設被害報告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	施設名・機械名	被害数	発信者	被害額	第 報	報告時点	月 日 時 分	現在	調査率	%
市町村名	区分	施設名・機械名	被害数	被害額	備考						
	共同利用施設										
	共同利用施設										
	小計										
	農業用ハウス										
	農業用ハウス										
	小計										
	農業用倉庫・処理加工施設等										
	農業用倉庫・処理加工施設等										
	小計										
	畜産用施設										
	畜産用施設										
	小計										
	農業・畜産用機械										
	農業・畜産用機械										
	小計										
	その他										
	その他										
	小計										
	合計										

注1 「共同利用施設」には、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設を記入する。
 2 「農業用ハウス」、「農業用倉庫・処理加工施設等」、「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には、「共同利用施設」を除き、地方公共団体が所有しない又は管理しないものを記入する。
 3 「農業用ハウス」には、農業用のパイプハウス、耐候性ハウス、ガラス温室等の施設を記入する。
 4 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、農作物倉庫、生産資材倉庫、農機具格納倉庫、処理加工施設、生産資材製造施設等の農業用の施設（「農業用ハウス」を除く）を記入する。
 5 「畜産用施設」には、牛舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎等の畜産用の施設を記入する。
 6 「農業・畜産用機械」には、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、耕運機、搾乳機等の農業・畜産用の機械を記入する。
 7 「その他」には、他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し、又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）はここに記入する。
 8 用途が複数の施設については、その主たる用途の欄に記入する。
 9 備考については、地区名、被災状況等を記入する。
 10 必要に応じて、行を挿入する。
 11 この様式において、「被害額」とは、施設等被害についてはその施設等の再取得価格又は復旧額をいう。

様式15 [農地農業用施設被害報告]

【(県管理)】地方支部(海岸保全施設以外)：農林班、海岸保全施設：土木班⇒県関係課⇒防災課
 【(上記以外)】市町村本部⇒地方支部(海岸保全施設以外)：農林班、海岸保全施設：土木班⇒県関係課⇒防災課

農地農業用施設被害報告

市町村名 (支部等名)	課等名 (班名)	農地		農業用施設										調査率	%	農村生活環境施設					海岸保全施設																	
		田	畑	牧草地 (牧道を 含む)	小計	ため池	頭首工	水路	場水機	堤防	道路	橋梁	農地保全			小計	集落排水施設		営農飲雑 用水施設	農村公園 施設	小計	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額													
																	被 害 箇 所	被 害 額								被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額									
区分	被害合計	被 害 箇 所	被 害 額	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額			
	市町村名	被 害 箇 所	被 害 額	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	(ha) 箇所	千円	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額	被 害 箇 所	被 害 額			
計																																						

様式B (災害発生時その他必要に応じて下記の送信先へ報告するもの)

送信先 岩手県民くらしの安全課 岩手県 保健所長 様 日本水道協会岩手県支部長	発信日	年	月	日
	事業者・所属			
	職・氏名			
	連絡先			

水道施設被害状況報告書 () 【第 報】

1 災害発生の日時	年	月	日	発生
2 災害発生の原因				
3 施設被害状況・対応状況				
①取水施設				
②貯水施設				
③導水施設				
④浄水施設				
⑤送水施設				
⑥配水施設				
⑦その他				
⑧被害金額				
4 断水・減水の状況				
①断水	(断水世帯数=	世帯)	(断水日時=	月 日 時~)
	(地区名=)		
②減水	(断水世帯数=	世帯)	(断水日時=	月 日 時~)
	(地区名=)		
③断・減水の 対応状況				
④復旧状況				
⑤復旧見込				
5 応援要請	()	要請する	()	要請しない () 第 報で要請済み
①応援内容	()	応急給水	()	応急復旧 () その他 ()
②応援期間の見込	年	月	日から	()
③必要な資器材等				
④応援隊参集場所	住 所			
	施設名			
⑤連絡担当責任者	職		氏名	
	固定電話	- -	携帯電話	- -
⑥連絡担当補助者	職		氏名	
	固定電話	- -	携帯電話	- -

※「3 施設被害状況・対応状況」について、管路の場合は布設年、管種、口径等を必ず記入のこと。
 ※「4 断水・減水の状況」の「③断・減水の対応状況」について、給水車〇台、広報車〇台、災害対策車〇台を記入のこと。
 ※「4 断水・減水の状況」の「④復旧状況」について、事故発生から復旧までの経過を時系列で記入のこと。
 ※本様式は「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について、(平成 25 年 10 月 25 日付健水発 1025 第 1 号)」の「4 事故その他の原因による断減水が発生した場合」の報告様式を兼ねる。その場合、本様式の「施設被害」及び「災害」は「事故」と替えて運用のこと。

様式C【市町村本部⇒地方支部（保健環境班） ⇒県関係課⇒防災課】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり
被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。
注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を
報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

様式F【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒防災課】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	
被 害 項 目	調 査 結 果		
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ー ル			

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式G-1【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施設区分	被害状況	対応状況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
林道 (農林水産業施設)		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用するものであること。

様式H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒防災課】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課
 ⇒防災課
 県立施設⇒県関係課⇒防災課】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施 設 名		施 設 発 信 者	
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全体

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

削除

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式 4（社会教育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

消防庁報告 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者	重症	人	死者の生じた理由
				中等症	人	
				軽症	人	
建物の概要	構造	建築面積			㎡	
	階層	延べ面積			㎡	
焼損程度	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積		㎡
	半焼棟			建物焼損表面積		㎡
	部分焼棟			林野焼損面積		ha
	ぼや棟					
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機		人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先し可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第4号様式 (その1)

(災害状況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死亡者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

11-2 自衛隊災害派遣要請書

自衛隊災害派遣要請書

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

葛巻町長

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定に基づく派遣を下記のとおり依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動（区域、場所、連絡責任者、活動内容）
- 4 その他参考事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

11-3 自衛隊災害派遣撤収要請書

自衛隊災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

葛巻町長

自衛隊の災害派遣撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を要請しましたが、災害復旧も概ね終了したことから下記のとおり撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 () 時
- 2 派遣要請日時 年 月 日 () 時
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容
- 5 その他参考事項

11-4 災害救助用物資引渡書

別記様式

災害救助用物資引渡書

災害救助用物資引渡書						
引継者機関名			職氏名			
引受者機関名			職氏名			
救助用物資、次のとおり引継ぎました。 <div style="text-align: center;">記</div> 1. 引継日時 2. 引継場所 3. 引継物資 次表のとおり (車両番号)						
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由	その他
注 本書は2部作成し、授受両機関とも保管する。						

葛卷町地域防災計画

令和7年3月修正

葛卷町防災会議